

平成 29 年度
自己点検・評価報告書



青森中央短期大学

目 次

自己点検・評価の基礎資料	1
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	20
テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神	20
テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果	26
テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証	30
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	36
テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程	36
テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援	50
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	63
テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源	63
テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源	71
テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	75
テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源	77
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	81
テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ	81
テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	88
テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス	90

自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人青森田中学園および青森中央短期大学の沿革

【学校法人青森田中学園】

- 昭和 21 年 学校法人青森田中学園創立・青森珠算簿記学院(現 青森中央経理専門学校)並びに青森裁縫学院(現 青森中央文化専門学校)創立
- 昭和 31 年 学園創立 10 周年記念・円形校舎竣工 (橋本校地)
- 昭和 41 年 学園創立 20 周年記念ラ・ペーの像建立 (神田校地)
- 昭和 45 年 青森中央女子短期大学家政学科設置・1 号館竣工
- 昭和 46 年 青森中央女子短期大学附属幼稚園設置
- 昭和 49 年 青森中央短期大学並びに青森中央短期大学附属幼稚園に改称
青森中央短期大学家政学科被服専攻、食物栄養専攻に分離し、幼児教育学科を設置・2 号館竣工
- 昭和 51 年 学園創立 30 周年記念・バイオレットカラーの円形校舎増築落成
- 昭和 53 年 青森中央短期大学家政学科被服専攻を家政専攻に変更
家政学科に図書館司書・学校図書館司書教諭の課程を設置
- 昭和 55 年 青森中央短期大学開学 10 周年記念
青森中央短期大学附属幼稚園を青森中央短期大学附属第一幼稚園に改称青森中央短期大学附属第二幼稚園設置
- 昭和 56 年 青森中央短期大学附属第三幼稚園設置
- 昭和 57 年 青森中央短期大学 幼児教育学科に司書課程を設置
- 昭和 58 年 青森中央短期大学 家政学科・幼児教育学科に社会福祉主事任用資格課程を設置
- 昭和 59 年 こぶし会館(4 号館)竣工
- 昭和 61 年 学園創立 40 周年記念館・瑞力館(3 号館)竣工
- 昭和 62 年 青森中央短期大学 経営情報学科棟(5 号館)竣工
青森中央経理専門学校・青森中央文化専門学校橋本校地より神田校地へ移転
- 昭和 63 年 青森中央短期大学経営情報学科設置
青森中央短期大学 家政学科の専攻課程の廃止に伴い食物栄養専攻を食物栄養学科に変更
- 平成元年 青森中央短期大学開学 20 周年記念
青森中央短期大学専攻科福祉専攻設置・6 号館竣工
青森中央短期大学 全学科に秘書士課程を設置
- 平成 8 年 学園創立 50 周年記念・浅虫校地の拡充・野外教育活動用地の取得
青森中央学院大学設置計画の発表
- 平成 10 年 青森中央学院大学経営法学部経営法学科設置
新校舎 (本部棟)・国際交流会館 (8 号館)・図書館棟・プール棟竣工
- 平成 11 年 青森中央短期大学 経営情報学科廃止(改組転換)
青森中央短期大学 食物栄養学科にフードスペシャリスト課程を設置

- 平成 12 年 青森中央短期大学開学 30 周年記念
 幼児教育学科にレクリエーション・インストラクター課程を設置
 専攻科福祉専攻に生きがい情報士課程を設置
- 平成 14 年 学術交流会館(9 号館)竣工
 野球場、サッカー場、陸上競技場完成
- 平成 15 年 青森中央短期大学 幼児教育学科を幼児保育学科に変更
- 平成 16 年 青森中央学院大学大学院設置・青森中央学院大学地域マネジメント研究所
 開設
- 平成 17 年 青森中央短期大学 食物栄養学科に栄養教諭課程、フードサイエンティスト
 課程を設置
- 平成 18 年 学園創立 60 周年記念・青森中央短期大学 看護学科設置(入学定員 80 人 3 年制)
 看護棟(7 号館)竣工
- 平成 19 年 創立者 理事長 久保豊 逝去
 新理事長に学園法人本部長 石田憲久 就任
 総合運動場拡張用地の取得・整備
- 平成 20 年 創立者 学園長 久保ちゑ 逝去
 新学園長に青森中央短期大学学長 久保薫 就任
 青森中央短期大学が平成 20 年度第三者評価の結果「適格」と認定
 (財団法人短期大学基準協会)
- 平成 21 年 青森中央学院大学が平成 21 年度機関別認証評価の結果「適格」と認定
 (財団法人日本高等教育評価機構)
- 平成 22 年 青森中央短期大学開学 30 周年記念
- 平成 24 年 認定こども園青森中央短期大学附属第一幼稚園に認定
 認定こども園青森中央短期大学附属第三幼稚園に認定
 青森中央文化専門学校服飾一般課程の廃止
- 平成 25 年 認定こども園青森中央短期大学附属第二幼稚園に認定
- 平成 26 年 青森中央学院大学経営法学部経営法学科(入学定員 175 人)の入学定員を
 150 人に変更
 青森中央学院大学看護学部看護学科設置(入学定員 80 人)
 青森中央短期大学看護学科募集停止
- 平成 27 年 青森中央短期大学が平成 27 年度第三者評価の結果「適格」と認定
 (一般財団法人短期大学基準協会)
- 平成 28 年 学園創立 70 周年記念
 青森中央学院大学が平成 28 年度機関別認証評価の結果「適格」と認定
 (公益財団法人日本高等教育評価機構)
- 平成 29 年 新サッカー場完成
- 平成 30 年 青森中央学院大学看護学部別科助産専攻設置(入学定員 5 人)
 第 2 体育館(10 号館)、屋内練習場(11 号館)竣工

【青森中央短期大学】

- 昭和 45 年 青森中央女子短期大学家政学科(入学定員 100 人)設置
- 昭和 49 年 青森中央短期大学に改称(家政学科被服専攻[入学定員 20 人]、食物栄養専攻[入学定員 30 人]に専攻分離し、幼児教育学科[入学定員 50 人]を設置)
- 昭和 53 年 青森中央短期大学家政学科被服専攻を家政専攻に変更
家政学科に図書館司書・学校図書館司書教諭の課程を設置
- 昭和 55 年 青森中央短期大学開学 10 周年
- 昭和 57 年 幼児教育学科に司書課程を設置
- 昭和 58 年 家政学科・幼児教育学科に社会福祉主事任用資格課程を設置
- 昭和 63 年 青森中央短期大学経営情報学科(入学定員 100 人)設置
青森中央短期大学家政学科の専攻課程廃止に伴い、食物栄養専攻を食物栄養学科に変更
- 平成元年 青森中央短期大学開学 20 周年
青森中央短期大学専攻科福祉専攻(入学定員 20 人)設置
全学科に秘書士課程を設置
- 平成 11 年 青森中央短期大学 経営情報学科廃止(改組転換)
食物栄養学科にフードスペシャリスト課程を設置
- 平成 12 年 青森中央短期大学開学 30 周年
幼児教育学科にレクリエーション・インストラクター課程を設置
専攻科福祉専攻に生きがい情報士課程を設置
食物栄養学科入学定員 30 人を 60 人へ変更
- 平成 15 年 幼児教育学科を幼児保育学科に変更・入学定員 60 人を 80 人へ変更
- 平成 17 年 食物栄養学科に栄養教諭課程、フードサイエンティスト課程を設置
幼児保育学科入学定員 80 人を 100 人へ変更
- 平成 18 年 青森中央短期大学看護学科(入学定員 80 人 3 年制)設置
- 平成 20 年 平成 20 年度第三者評価の結果「適格」と認定
(財団法人短期大学基準協会)
- 平成 22 年 青森中央短期大学開学 40 周年
- 平成 24 年 青森中央短期大学専攻科福祉専攻(入学定員 20 人)の入学定員を 25 人に変更
- 平成 26 年 青森中央短期大学看護学科募集停止(改組転換)
- 平成 27 年 平成 27 年度第三者評価の結果「適格」と認定
(一般財団法人短期大学基準協会)

(2) 学校法人青森田中学園の概要

【法人が設置する教育機関の現状】(平成30年5月1日現在)

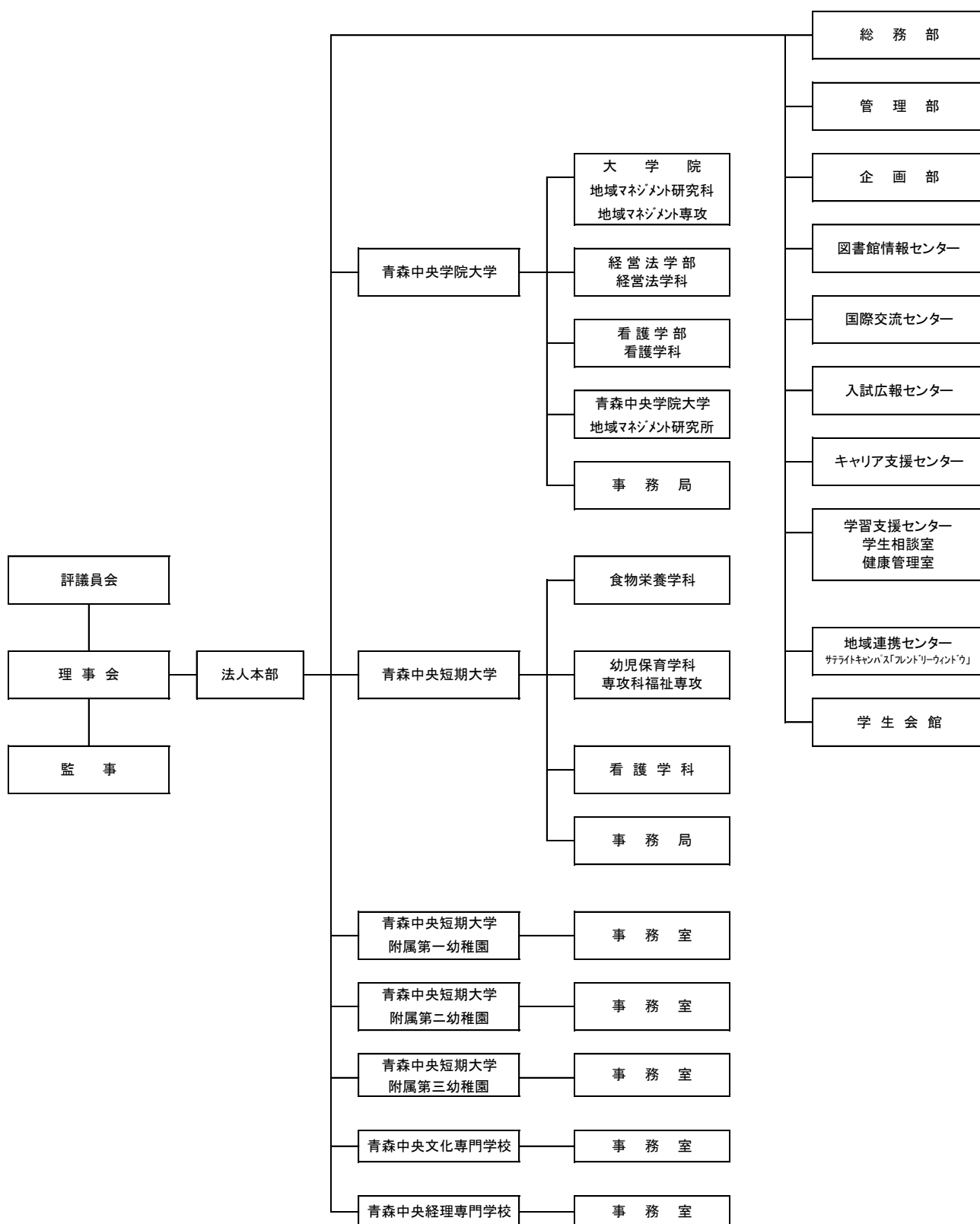
教育機関名	所在地	入学定員 (人)	収容定員 (人)	在籍者数 (人)
青森中央短期大学	青森県青森市横内字神田 12	185	345	268
認定こども園 青森中央短期大学 附属第一幼稚園	青森県青森市野尻字今田 108	—	199	168
認定こども園 青森中央短期大学 附属第二幼稚園	青森県青森市三内字丸山 16	—	199	144
認定こども園 青森中央短期大学 附属第三幼稚園	青森県青森市原別字袖崎 9	—	159	109
青森中央学院大学	青森県青森市横内字神田 12	235	1,025	1,099
青森中央学院大学大学院	青森県青森市横内字神田 12	10	20	20
青森中央文化専門学校	青森県青森市横内字神田 12	40	100	17
青森中央経理専門学校	青森県青森市横内字神田 12	20	40	46

(3) 学校法人青森田中学園・青森中央短期大学の組織図

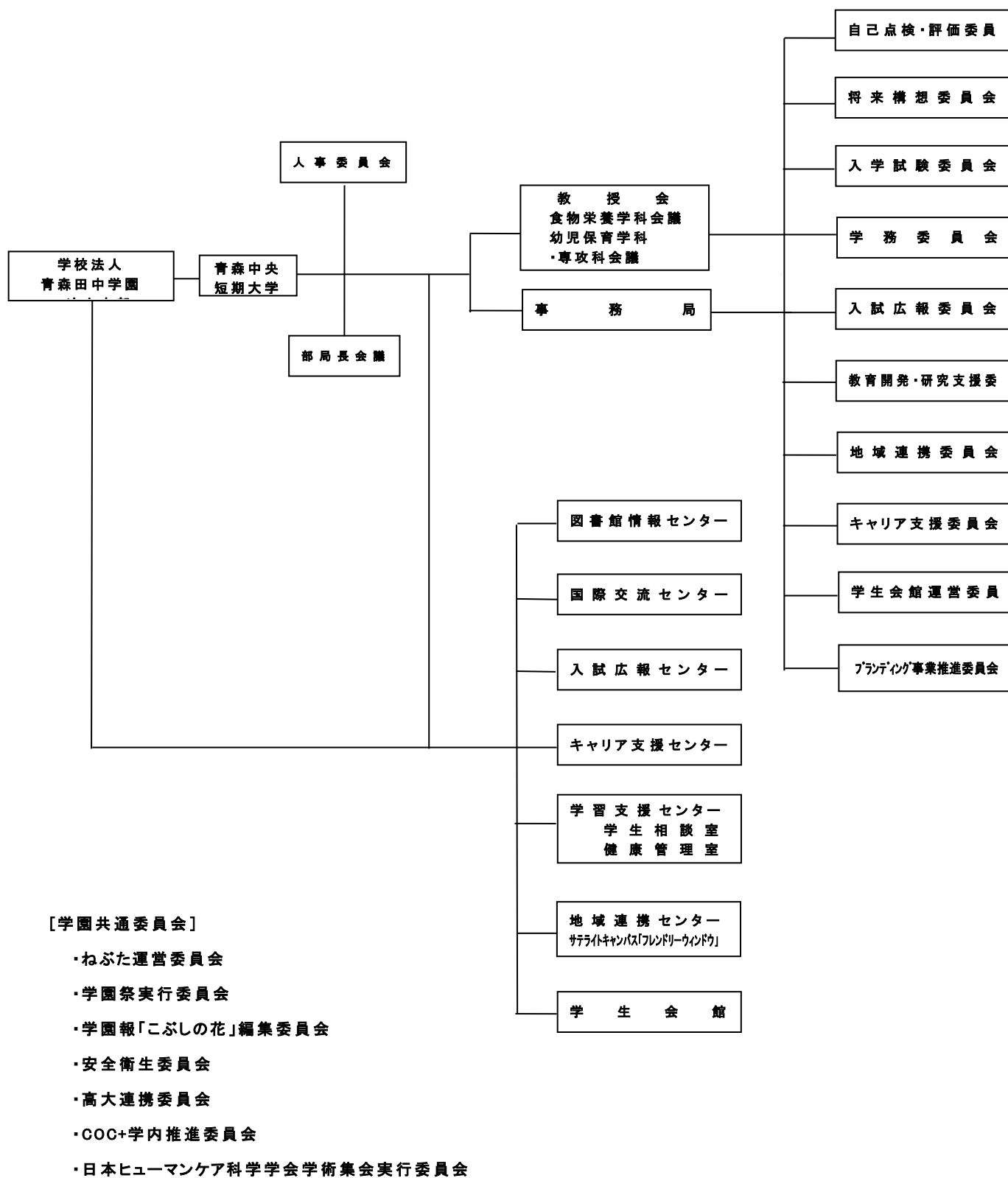
① 青森中央短期大学教職員数(平成30年5月1日現在)

専任教員	非常勤教員	専任事務職員	非常勤事務職員
32	39	23	0

② 学校法人青森田中学園組織図 (平成30年5月1日現在)



③ 青森中央短期大学組織図 (平成 30 年 5 月 1 日現在)



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

① 青森市の人口動態（平成26年～平成30年）

青森市の人口は約30万人であるが年々減少している。死亡数が出生数を上回り、しかも転出超過であるため、自然増減数、社会増減数ともにマイナスとなっている。その一方で、世帯数は年々増加しており、高齢者単身世帯の増加や核家族化が進んでいることがうかがえる。

基準日 4月1日（単位：人、世帯）

区分	人 口				世帯数	備考
	男	女	総数	増減数		
平成26年	138,133	158,082	296,215	Δ2,247	135,915	
平成27年	137,014	156,845	293,859	Δ2,356	136,173	
平成28年	135,305	155,416	290,721	Δ3,135	136,191	
平成29年	134,016	153,784	287,800	Δ2,921	136,209	
平成30年	132,816	152,342	285,158	Δ2,642	136,423	

② 学生の入学動向（平成25年～平成29年）

本学の在学生は、県内出身者が約80%を占める。県外出身者のほとんどが岩手県と秋田県の出身である。両県で進学相談会を開催し、両県に1名ずつ進学アドバイザーを配置し、高校訪問を積極的に行っている。

〈食物栄養学科〉

年度 地域	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北海道	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
青森	60	80.0	54	75.0	55	84.6	42	76.4	45	76.3
岩手	4	5.3	12	16.7	6	9.3	7	12.7	5	8.5
秋田	8	10.7	6	8.3	2	3.1	6	10.9	8	13.5
宮城	0	0.0	0	0.0	1	1.5	0	0.0	1	1.7
山形	2	2.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
他	1	1.3	0	0.0	1	1.5	0	0.0	0	0.0

〈幼児保育学科〉

年度 地域	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北海道	1	1.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
青森	90	85.7	74	84.0	78	90.7	73	92.4	65	87.8
岩手	4	3.8	7	8.0	2	2.3	0	0.0	1	1.4
秋田	9	8.5	7	8.0	6	7.0	6	7.6	8	10.8
山形	1	1.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

〈専攻科福祉専攻〉

年度 地域	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
青森	10	83.4	12	85.8	6	85.7	9	100	9	100
岩手	1	8.3	1	7.1	0	0	0	0.0	0	0.0
秋田	1	8.3	1	7.1	1	14.3	0	0.0	0	0.0

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分する。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除く。
- 第三者評価を受ける前年度の平成 29 年度を起点に過去 5 年間。

③ 地域社会のニーズ

本県では 18 歳人口が減少している状況にはあるものの、2 年で学位取得が可能で費用が押さえられること、社会貢献度の高い免許・資格の取得が可能で就職に有利なことから、地域のニーズは今後も継続していくと考えられる。

食物栄養学科は栄養士養成課程を中心にフードスペシャリスト課程やフードサイエンティスト課程、教職課程など、幅広く資格を取得できるよう科目を配置している。青森県の「平均寿命全国最下位」という問題を、「食」の視点から解決できる人材を育成することは、本学食物栄養学科の責務である。

幼児保育学科は、乳幼児数は減少しているものの、核家族化や共働き世帯の増加により、青森県における保育士・幼稚園教諭のニーズは高い。この期待に応えるために、本学では保育士養成課程、幼稚園教諭二種課程を設置し、認定こども園で必要とされる「保育教諭」を養成する機関として地域に求められ続けるものと自負している。

専攻科福祉専攻は、益々進む「超高齢社会」の中、青森県においても介護福祉士の育成というニーズは高い。本学では人材不足という難題を抱える介護福祉士の魅力を発信し続け、質の高い介護福祉士を育成することを目指し、自治体・施設と連携を図りながら、継続的な人材確保に努めなければならない。

④ 地域社会の産業の状況

青森県は農業・漁業などの第一次産業が主力であり、全国平均と比べても第一次産業の就業者数は多く、その比率は高い。反対に、製造業・建築業・工業などの第二次産業に携わる就業者数は少なく、その比率は低い。

本学が位置する青森市は県庁所在地であり、中核市に指定されている。北東北における商業流通拠点都市として発展し、県内における優位性を保っているが、本市商業を取り巻く環境は、商圈の拡大と分散、都市間競争の激化などによって、非常に厳しいものがある。

平成 22 年 12 月に東北新幹線新青森駅が開業、そして平成 28 年 3 月に、新幹線は青函トンネルを経て函館北斗駅まで開通した。今後、函館から札幌まで段階的に開通することから、青森県が本州と北海道を繋ぐ重要な経由地となることは確実で、交流人

口の増加が見込まれる。

⑤ 短期大学所在の全体図

青森市は青森県の中央に位置し、面積は 824.61 km²である。北は青森湾に面し、南部から東部にかけては奥羽山脈の北端部にあたる八甲田山・東岳山地の山々が連なる。隣接する市町村には、黒石市、五所川原市、十和田市、平川市、東津軽郡平内町、蓬田村、南津軽郡藤崎町、北津軽郡板柳町、上北郡七戸町がある。

本学は、青森市街地と十和田湖を結ぶ国道 103号線沿いにキャンパスを構えている。この通り沿いは土地開発が進み、ここ十数年で急速に発展を遂げてきた。JR 青森駅から公共交通機関（バス）を利用し 25 分「青森中央学院前」停留所で下車、徒歩 3 分に位置し、東北自動車道「青森中央インターチェンジ」（車で 5 分）、青森空港（車で 20 分）からも近く、交通の利便に恵まれている。



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

① 第三者評価における三つの意見で指摘された事項への対応について

向上・充実のための課題	対策	成果
教育目標と学習成果を明記しているが、それらの定期点検の周期については学科間で統一されていないため、各学科と自己点検・評価委員会が共同で検討して取り組むことが望まれる。	5年に一度見直しをすることとし、また食物栄養学科、幼児保育学科が足並みを揃え、計画的に実行していくこととした。	2019年度の変更に向けて、計画的・組織的に見直しを進めている。

- ② 過去 7 年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

特になし

(6) 学生データについて

① 平成 26 年度～30 年度の設置学科、入学定員等

学科・専攻名	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	備考
食物栄養学科	入学定員	60	60	60	60	60
	入学者数	72	65	55	59	56
	入学定員充足率 (%)	120	108	91	98	93
	収容定員	120	120	120	120	120
	在籍者数	138	131	116	113	113
	収容定員充足率 (%)	115	109	96	94	94
幼児保育学科	入学定員	100	100	100	100	100
	入学者数	88	86	79	74	71
	入学定員充足率 (%)	88	86	79	74	71
	収容定員	200	200	200	200	200
	在籍者数	168	168	161	151	145
	収容定員充足率 (%)	84	84	80	75	73
専攻科福祉専攻	入学定員	25	25	25	25	25
	収容定員	25	25	25	25	25
	在籍者数	14	7	9	9	8
	収容定員充足率 (%)	56	28	36	36	32

[注]

- 「学科等の名称」欄には 5 年間に設置された学科等をすべて記載し、設置以前の年度については、入学定員以下は空欄とする。
- 5 年間に学科等の名称変更を行った場合は、最新の名称で記載し、直下の () に旧名称を記載する。
- 通信教育学科の場合、学科等の名称欄に「通信教育」と記載する。募集停止を行った学科等は、募集を停止した年度の入学定員欄に「募集停止」と記載する。
- 「入学定員充足率 (%)」欄及び「収容定員充足率 (%)」欄は、小数点第 1 位を切り捨てて記載する。

② 平成 25 年度～29 年度の卒業生数（人）

区分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
食物栄養学科	65	65	66	59	51
幼児保育学科	99	79	80	80	74
看護学科	97	86	80		
専攻科福祉専攻	10	12	5	9	9

③ 平成 25 年度～29 年度の退学者数（人）

区分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
食物栄養学科	8	8	4	3	3
幼児保育学科	7	7	6	4	3
看護学科	8	0	1	0	0
専攻科福祉専攻	2	2	2	0	0

④ 平成 25 年度～29 年度の休学者数（人）

区分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
食物栄養学科	0	0	0	0	0
幼児保育学科	1	1	5	1	0
看護学科	1	1	1	0	0
専攻科福祉専攻	0	0	0	0	0

⑤ 平成 25 年度～29 年度の就職者数（人）

区分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
食物栄養学科	61	63	62	58	49
幼児保育学科	81	69	68	69	64
看護学科	91	83	77		
専攻科福祉専攻	9	12	5	8	9

⑥ 平成 25 年度～29 年度の進学者数（人）

区分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
食物栄養学科	1	0	2	0	0
幼児保育学科	14	9	11	10	8
看護学科	4	3	2		
専攻科福祉専攻	1	0	0	0	0

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要について

(平成30年5月1日現在)

① 教員組織の概要(人)

学科・専攻名 (専攻科を含む)	専任教員数					設置基準 で定める 教員数 (イ)	短期大学全体 の入学定員に 応じて定める 専任教員数 (ロ)	設置基準 で定める 教授数	助 手	非 常 勤 講 師	備 考
	教 授	准 教 授	講 師	助 教	計						
食物栄養学科	4	2	6	0	12	5		2	4	25	家政関係
幼児保育学科	4	3	6	1	13	8		3	1	14	教育学・保 育学関係
看護学科	0	0	2	0	2						看護関係
(小計)	8	5	14	1	28	13		5	4		
短期大学全体の 入学定員に応じ て定める専任教 員数(ロ)							4	2			
合計	8	5	14	1	28	17		7	4		

[注]

1. 上表の「設置基準で定める教員数〔イ〕」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイに定める学科の種類に応じて定める教員数(昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育をあわせ行う場合には、短期大学通信教育設置基準第9条第2項に定める教員数を含む。)を、また、通信教育学科のみを置く短期大学の場合は短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1に定める教員数を、学科ごとに記入し、その小計を①に記入する。
2. 上表の「短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕」②には、短期大学設置基準第22条別表第1のロに定める短期大学全体の入学定員に応じて定める教員数を記入する。
3. 上表の「設置基準で定める教員数」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイの備考1に定める教授数(通信教育学科のみを置く短期大学の場合は、短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1備考2に定める教授数)を学科ごとに記入し、その小計を③に記入する。さらに、〔ロ〕の専任教員数に対する教授数を④に記入する。
4. 上表の「その他の組織等」には、設置する学科に所属しない教員(例えば、一般教育科目等を担当する教員や募集停止を行った学科所属の教員等)数を記入するとともに、「その他の組織等」欄に組織名等(募集停止の場合はその年度も含む。)を記入する。該当する教員がない場合、この欄には斜線を引く。
5. 上表の「助手」とは、助手として発令されている教職員をいう。
6. 備考欄には、当該学科の種類(短期大学設置基準第22条別表第1のイにいう「学科の属する分野の区分」)を必ず記載する。

② 教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	15	0	11
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	1	0	5
その他の職員	7	0	7
計	23	0	23

[注]

- 「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指す。
- 契約職員、派遣職員等は「兼任」に分類する。

③ 校地等（㎡）

校地等	区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する 他の学校 等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡) [注]	在学生一 人当たり の面積 (㎡)	備考(共用 の状況等)
運動場用地	0	81,765	0	81,765				
小計	0	125,756	0	125,756				
その他	0	1,423	0	1,423				
合計	0	128,557	0	128,557				

[注] 短期大学設置基準上必要な面積

※1 校地基準面積：短期大学設置基準第30条より、学生定員上の一人当たり10㎡として算定した面積
食1[60名]+食2[60名]+幼1[100名]+幼2[100名]=320名 320名×10㎡=3,200㎡

※2 青森中央短期大学生258名+青森中央学院大学生1,119名=1,377名 128,557㎡÷1,377名=93.4㎡

④ 校舎（㎡）

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学校等の 専用(㎡)	計(㎡)	基準面積 (㎡)[注]	備考(共用 の状況等)
校舎	0	26,943	0	26,943	4,800	青森中央学院 大学と共用

[注]

- 基準面積(㎡) = 短期大学設置基準上必要な面積

⑤ 教室等（室）

講義室	演習室	実験演習室	情報処理演習室	語学学習施設
22	7	13	3	0

[注]

- 青森中央短期大学専用と青森中央学院大学と共用の数を記載

⑥ 専任教員研究室（室）

専任教員研究室
26

⑦ 図書・設備（平成 30 年 5 月 1 日現在）

学科・専攻課程	図書 [うち外国書]	学術雑誌 [うち外国書]（種）		視聴覚資料 （点）	機械・器具 （点）	標本 （点）
	（冊）		電子ジャーナル [うち外国書]			
食物栄養学科	3798[0]	19[2]	3[3]	78		
幼児保育学科	7205[0]	23[2]	0[0]	100		
専攻科福祉専攻	397[0]	9[0]	0[0]	31		

図書館	面積（㎡）	閲覧席数	収納可能冊数
		2,138	355 席
第 1 体育館	面積（㎡）	体育館以外のスポーツ施設の概要 トレーニングルーム、野球場、ダンスルーム サッカー場、テニスコート	
	2325.35		
第 2 体育館	面積（㎡）		
	2,241.57		

（8）短期大学の情報の公表について（平成 30 年 5 月 1 日現在）

① 教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	学生便覧 ホームページ「教育情報の公表」 http://www.chutan.ac.jp/edu_info/
2	卒業認定・学位授与の方針	学生便覧 学生募集要項 ホームページ「教育情報の公表」

		http://www.chutan.ac.jp/edu_info/
3	教育課程編成・実施の方針	学生便覧 学生募集要項 ホームページ「教育情報の公表」 http://www.chutan.ac.jp/edu_info/
4	入学者受入れの方針	学生便覧 学生募集要項 ホームページ「教育情報の公表」 http://www.chutan.ac.jp/edu_info/
5	教育研究上の基本組織に関すること	ホームページ「教育情報の公表」 http://www.chutan.ac.jp/edu_info/
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位および業績に関すること	ホームページ「教育情報の公表」 http://www.chutan.ac.jp/edu_info/
7	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業または修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学および就職等の状況に関すること	学生募集要項 ホームページ「教育情報の公表」 http://www.chutan.ac.jp/edu_info/
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	ホームページ「教育情報の公表」 http://www.chutan.ac.jp/edu_info/
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	学生便覧 ホームページ「教育情報の公表」 http://www.chutan.ac.jp/edu_info/
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	学生便覧 ホームページ「教育情報の公表」 http://www.chutan.ac.jp/edu_info/
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	学生募集要項 ホームページ「教育情報の公表」 http://www.chutan.ac.jp/edu_info/
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	ホームページ「教育情報の公表」 http://www.chutan.ac.jp/edu_info/ 学生相談室・健康管理室リーフレット

② 学校法人財務情報の公表について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	ホームページ「教育情報の公表」 http://www.chutan.ac.jp/edu_info/

[注]

□ 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載する。

(9) 各学科ごとの学習成果について

青森中央短期大学では各学科の教育目標に基づいて定めた「育てる人物像」を学習成果としている。「育てる人物像」は「学位取得（卒業）にかかわる項目」と「免許・資格取得にかかわる項目」から成り、それらに対応した各科目の到達目標が設定されている。

学習成果の向上・充実については、短期大学全体で下記事項に取り組んでいる。

1) シラバスの充実

「到達目標」にはより明確な学生像、「授業計画」には回数ごとの予習・復習記載、「成績評価の方法・割合」には具体的な記載を、シラバス作成マニュアルに基づき徹底することで、学生の学習意欲向上に努めている。

2) カリキュラム・マップの作成

カリキュラムとその科目の到達目標が学科の育てる人物像（学習成果）に対応しているか、マップを使用し学科全体で確認している。今後は学生配布・ホームページによる公開に向けて、よりカリキュラム・マップを充実させる予定である。

3) GPA の活用

GPA が学生の学習意欲を向上させ、十分に学習成果を獲得できるよう GPA の活用法を準備している。また、学習成果と各科目の到達目標との整合性の確認にも活用し、学習成果向上につなげる。

4) 授業改善アンケートの実施

授業改善アンケートを科目ごとに実施しており、学生の評価や、意見・要望を知ること、学習内容の充実および学習環境の向上・改善に努めている。

5) FD・SD 活動の充実

FD・SD 活動は大学全体で活発に実施されており、教職協働で学習成果向上・充実に寄与している。

6) 非常勤講師対象説明会の実施

非常勤講師に対して、学長から「建学の精神」「教育目標」などを説明し、学科長から本学が取り組んでいる教育活動についての説明会を実施している。

7) 学習成果アンケートの実施

東日本広域圏の国公立の大学・短期大学・高専が連携する「FD ネットワーク つばさ」において「学習成果アンケート」を学年ごとに実施し、経年で学習成果を分析している。自大学だけでなく、他大学の分析結果と比較することもでき、学習成果の PDCA に役立てている。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育のその他のプログラム

本学では、オフキャンパス、遠隔教育、通信教育、その他の教育プログラムを実施していない。

(11) 公的資金の適正管理の状況

本学における公的資金は「青森中央短期大学における研究費等の取扱いに関する

規程」「学校法人青森田中学園公益通報等に関する規程」により適正に管理されている。

(12) 理事会・評議員会の開催状況（平成27年度～平成29年度）

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席状況
	定員	現員 (a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	8人～ 10人	9人	平成27年5月26日 10:00～12:00	7人	77.8%	2人	2/2
		9人	平成27年7月21日 13:00～14:00	9人	100.0%	0人	2/2
		9人	平成27年9月19日 11:00～12:00	9人	100.0%	0人	2/2
		9人	平成27年12月19日 18:00～19:00	8人	88.9%	1人	2/2
		9人	平成28年2月10日 15:00～16:00	8人	88.9%	1人	1/2
		9人	平成28年3月26日 13:00～15:00	9人	100.0%	0人	2/2
		9人	平成28年5月26日 10:00～12:00	9人	100.0%	0人	2/2
		9人	平成28年6月11日 10:00～11:00	9人	100.0%	0人	2/2
		9人	平成28年9月17日 11:00～12:00	9人	100.0%	0人	2/2
		9人	平成28年12月17日 17:30～18:30	9人	100.0%	0人	2/2
		9人	平成29年3月25日 13:00～15:00	9人	100.0%	0人	2/2
		8人	平成29年5月30日 10:30～12:00	8人	100.0%	0人	2/2
		8人	平成29年9月28日 13:00～14:30	8人	100.0%	0人	2/2
		8人	平成29年12月16日 17:30～19:00	8人	100.0%	0人	2/2
8人	平成30年3月24日 13:00～15:00	8人	100.0%	0人	2/2		

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席状況
	定員	現員 (a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
評議員会	17人～ 21人	19人	平成27年5月26日 13:00～15:00	16人	84.2%	3人	2/2
		19人	平成27年7月21日 11:00～12:00	19人	100.0%	0人	2/2
		19人	平成27年9月19日 10:00～11:00	19人	100.0%	0人	2/2
		19人	平成27年12月19日 17:00～18:00	17人	89.5%	2人	2/2
		19人	平成28年3月26日 10:00～12:00	19人	100.0%	0人	2/2
		19人	平成28年5月26日 13:00～15:00	18人	94.7%	1人	2/2
		19人	平成28年6月11日 11:00～12:00	18人	94.7%	1人	2/2
		19人	平成28年9月17日 10:00～11:00	17人	89.5%	2人	2/2
		19人	平成28年12月17日 17:30～18:30	18人	94.7%	1人	2/2
		19人	平成29年2月18日 13:00～14:00	17人	89.5%	2人	2/2
		19人	平成29年3月25日 10:00～12:00	19人	100.0%	0人	2/2
		19人	平成29年5月30日 13:00～14:00	19人	100.0%	0人	2/2
		19人	平成29年9月28日 10:30～12:00	19人	100.0%	0人	2/2
		19人	平成29年12月17日 15:30～17:30	19人	100.0%	0人	2/2
19人	平成30年3月24日 10:00～12:00	19人	100.0%	0人	2/2		

[注]

- 平成27年度から平成29年度までに開催した全ての理事会及び評議員会について、理事会・評議員会ごとに記入・作成する。(評議員会については、上表の「理事会」、「出席理事数」を読み替えて作成する。)
- 「定員」及び「現員(a)」欄には、理事会・評議員会開催日当日の人数を記入する。
- 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者

とみなす」等が規定されている場合、その人数を外数で記入する。

4. 「実出席率 (b/a)」欄には、百分率で小数点以下第 1 位まで記入する (小数点以下第 2 位を四捨五入)。
5. 「監事の出席状況」欄には、「/」の右側に監事数 (現員) を記入し、左側に当該理事会及び評議員会に出席した監事数を記入する。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

[区分 基準 I -A-1 建学の精神が確立している]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

青森中央短期大学の建学の精神は、「愛あれ、知恵あれ、真実（まこと）あれ」であり、それに基づき「価値観の多様性を理解する豊かな人間性」と「自立して生きていくために必要な実学」を身につけることを教育理念としている。これは、本学を設置する学校法人青森田中学園の教育理念が、実学と豊かな人間性の育成を根本としており、昭和 21 年に、創立者久保豊前理事長と久保ちゑ前学園長が、「青森珠算簿記学院」と「青森裁縫学院」を設立したことに遡る。戦後の混乱期であり、青森市も焼け野原で、住む家もない中で、どのように家族を養い、未来に希望を持って生きていけるのか国民が憂慮した時代であった。そのような中、まずは手に職をつけて生活の自立をはかること、貧しいながらも豊かな心を育てていくことを教育の理念に掲げたのである。生活の自立を可能とするだけの知識や技術を身につけるだけでなく、それを実社会において使いこなせる術をもって真の知恵が備わったといえる。一方、その知識や技術は、尊敬や思いやりの心で他者を尊重する寛容さがあってはじめて生かされる。そして、この二つが調和してこそ、いつの時代にあっても、いかなる状況におかれても、自分を見失うことなく、自らが進むべき真の道を切り開いていくことができる。このように確固たるアイデンティティを持ち、自分らしく社会貢献ができる人材の育成を目指している。

この建学の精神に基づいて、本学では、「教育理念」を掲げている。教育研究上の目的に関するこれらの情報は、学校教育法施行規則第 172 条の二項に基づき、学生便覧に以下のように記載し、また本学のホームページにも記載し、学内外に公表している。

建学の精神

愛あれ、知恵あれ、真実あれ

教育理念

青森中央短期大学は、「価値観の多様性を理解する豊かな人間性」と「自立して生きていくために必要な実学」を身につけることを教育理念とします。

教職員に対しては、年度始めの短期大学教員研修会で、学長による本学の建学の精

神、教育理念、本学の使命を確認する講話の中で、それらがカリキュラムや学生支援にどのように反映されているのか、またどのように具現化して欲しいかを示している。学生に対しては、入学式・新入生オリエンテーション・ガイダンスなどにおける学長講話、学園創立記念日、学園感謝祭、学位記・修了証書授与式などの学校行事のあいさつでも建学の精神に触れている。これらの手段により、建学の精神に触れる機会も多く、学内では建学の精神が共有されている。

建学の精神は校舎玄関口やエレベーターホールなどに提示して日頃から学生が目にするようにしている。加えて、本学のホームページにも掲載し、オープンキャンパス、入学前学習会、保護者対象教育懇談会、非常勤講師対象説明会、青森中央短期大学学校案内などにおいて、本学入学希望者、保護者および非常勤教員に本学の教育・研究活動の基盤となる建学の精神・教育理念を説明している。また、建学の精神を表した学園のシンボルマークを建築物、印刷物、食物栄養学科の白衣などの教育用具に取り入れ、学内外に表明している。

【青森田中学園のシンボルマーク】



建学の精神の英語表記 Love,Wisdom,Truth と学園創立年 1946 年（昭和 21 年）を表しています。

中央は校章にも使われている こぶしの花と雪の結晶です。

さらに、校章、シンボルマーク、スクールカラー、ロゴタイプ等は、「VI (Visual Identity) ガイドライン」に沿って使用しており、統一感を持たせることで、本学園全体としてのブランド力の向上に努めている。

本学では、部局長会議や教授会において、建学の精神が社会構造、価値観、パラダイムの変化の中で普遍的に通用するのか、また具現化する上で、どのように解釈するべきかを確認している。

〔区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業については、主として地域連携委員会の所管として実施している。

本学の公開講座は、公益財団法人青森学術文化振興財団から一部助成を受けて実施している一般向けの公開講座の他に、青森県福祉・介護人材確保対策事業として、青森県から補助を受けて実施している「福祉セミナー」、文部科学省「地（知）の拠点大

学による地方創生推進事業（COC+）」等の公開講座、公開セミナー等を多数実施している。

No	開催日	講座名	講師	連携団体
1	5月20日	高校生対象・クッキング講座	講師 森山洋美	
2	6月18日	JOMON TRADITIONAL 白神コンサート	音楽ユニット白神	青森学術文化振興財団
3	7月8日	高校生対象・ミュージカル制作体験	講師 立崎博則	
4	9月22日	日常を楽しくするデッサン教室①	講師 立崎博則	青森学術文化振興財団
5	9月29日	日常を楽しくするデッサン教室②	講師 立崎博則	青森学術文化振興財団
6	10月13日	日常を楽しくするデッサン教室③	講師 立崎博則	青森学術文化振興財団
7	10月21日	生活習慣病の予防について	講師 舩澤正博	青森学術文化振興財団
8	10月21日	お家でできる体力づくり	准教授 鈴木寛康	青森学術文化振興財団
9	10月25日	いきいき百歳体操支援サポーター養成講座	講師 菊池美智子	青森県
10	10月27日	日常を楽しくするデッサン教室④	講師 立崎博則	青森学術文化振興財団
11	11月10日	日常を楽しくするデッサン教室⑤	講師 立崎博則	青森学術文化振興財団
12	1月27日	福祉セミナー 介護者のための調理工夫①	助手 辻村明子	青森県
13	2月10日	福祉セミナー 感情に働きかける介護	加藤忠相 氏	青森県
14	2月24日	親子クッキング 桃の節句のごちそうを作ろう	助手 白取敏江	青森学術文化振興財団
15	2月24日	COC+ 保育者育成と採用を考えるシンポジウム	田中文昭 氏 他	文部科学省 (coc+)
16	2月25日	福祉セミナー 介護者のための調理工夫②	助手 辻村明子	青森県
17	3月10日	福祉セミナー 福祉介護現場で活かせる腹話術	スージィー 氏	青森県

本学では、県内各地の教育機関、福祉施設等へ、無償で本学教員を講師として派遣する出前講座を実施しており、平成29年度は27件の出前講座を実施した。

No	開催日	派遣先	テーマ	講師
1	4月26日	サングループホーム横内	うたごえ"出前"喫茶	講師 木村貴子
2	5月13日	福島保育園	サウンド・エデュケーション	講師 木村貴子
3	6月19日	岳陽保育園	幼児期に伸ばしたい調整力	准教授 鈴木寛康
4	6月21日	サングループホーム横内	うたごえ"出前"喫茶	講師 木村貴子

5	6月27日	デイサービスセンター鶴ヶ丘	ピアノ ミニコンサート	教授 前田美樹
6	7月14日	東北町保育研究会	「こどものうた」の遊び方	教授 前田美樹
7	7月31日	NPO 法人青森県消費者協会	うたごえ"出前"喫茶	講師 木村貴子
8	8月18日	中泊町中央公民館	うたごえ"出前"喫茶	講師 木村貴子
9	8月24日	つがる市教育委員会	うたごえ"出前"喫茶	講師 木村貴子
10	9月27日	サングラフホーム横内	ピアノ・セッションライブ	講師 木村貴子
11	10月3日	青森森林管理署	カラダは食べ物でできている	助手 辻村明子
12	10月6日	青森県立浪岡高等学校	「こどもの歌」から広がる世界	教授 前田美樹
13	10月26日	青森中央高校	カラダは食べ物でできている	助手 辻村明子
14	10月26日	第二日の出保育園	コミュニケーションの理解	准教授 時本英知
15	11月1日	こども園おおわに文化幼稚園	食物アレルギーの基礎知識	教授 棟方秀和
16	11月6日	青森県立第一高等養護学校	カラダは食べ物でできている	助手 辻村明子
17	11月10日	あけぼの保育園	ピアノ ミニコンサート	教授 前田美樹
18	11月15日	百石幼稚園	ピアノ ミニコンサート	教授 前田美樹
19	12月2日	金木幼稚園	ピアノ ミニコンサート	教授 前田美樹
20	12月20日	特別養護老人ホーム三思園	ピアノ ミニコンサート	教授 前田美樹
21	12月27日	三沢第一幼稚園	「こどものうた」の遊び方	教授 前田美樹
22	1月20日	金木幼稚園	デッサン入門	講師 立崎博則
23	1月20日	筒井保育園	ピアノ ミニコンサート	教授 前田美樹
24	1月25日	青森第二高等養護学校 寄宿舎	カラダは食べ物でできている	助手 辻村明子
25	2月8日	五所川原市保育連合会	青森県民のための食育	講師 森山洋美
26	2月21日	十和田みなみ幼稚園	ピアノ・セッションライブ	講師 木村貴子
27	3月2日	美郷保育園	ピアノ・セッションライブ	講師 木村貴子

また、本学独自の取り組みとして、教育機関、福祉施設等へ「食育」をテーマとした「食育講座」を実施しており、平成29年度は20件の食育講座を実施した。

No	開催日	派遣先	テーマ	講師
1	5月30日	中泊町役場 町民課	栄養のバランス	講師 森山洋美 助手 白取敏江
2	6月27日	石川こども園	噛むことについて	講師 森山洋美
3	6月27日	鶴田町保育連絡協議会	飾巻きずし	講師 森山洋美
4	7月18日	西中野目保育所	好き嫌いについて	講師 森山洋美
5	9月6日	野辺地町食生活改善推	朝ごはんの大切さ	助手 辻村明子

		進委員		
6	9月26日	石川こども園	食事マナー	講師 森山洋美
7	10月6日	青森県保育連合会西北五支部	アレルギー対応のりおやつ	講師 森山洋美
8	10月10日	七戸町保育研究会給食部会	幼児期の食育について	講師 森山洋美
9	10月17日	豊ヶ岡保育所	朝ごはんの大切さ	講師 森山洋美 助手 千葉綾乃
10	10月24日	中泊町役場 町民課	地産地消	助手 白取敏江
11	10月28日	すずらん保育園	親子クッキング	講師 森山洋美
12	11月7日	中泊町役場 町民課	朝食の大切さ	講師 森山洋美
13	11月20日	馬門小学校	栄養バランスのとれた弁当	講師 木村亜希子
14	12月3日	青森県消費者協会	作ってみよう飾り巻きずし	講師 森山洋美
15	12月15日	城南こども園	アンパンマン巻きずし	講師 森山洋美
16	12月16日	平賀保育園	3色食品群と食事マナー	講師 森山洋美
17	12月26日	石川こども園	世界の食文化	講師 森山洋美
18	1月19日	碓ヶ関中央こども園	消化・吸収・排便について	講師 森山洋美
19	2月22日	城北こども園	バランスの良い食事	助手 辻村明子
20	3月20日	石川こども園	お箸の使いかた	講師 森山洋美

学内に食育活動団体「CHU-TAN おむすびプロジェクト」を組織し、オリジナル食育ソング&ダンス「あさごはんブルース」のDVDを作成し、県内各地の公共施設への配布や希望者への販売を行うと共に、学生主体とした食育活動を実施している。

No	開催日	派遣先	内容
1	10月1日	青森県総合社会教育センター	食育紙芝居・食育ダンス
2	11月26日	田子町立田子小学校	食育紙芝居・食育ダンス

正課授業の開放については、教養科目「人間と倫理」を公開講義とし、15名の聴講生を受け入れている。

地域・社会の地方公共団体等との連携事業については、下記の内容で連携協定を締結し、連携事業を実施している。(学校法人青森田中学園との協定を含む)

No	協定先	協定内容	平成29年度の実績
1	青森県立図書館	連携・協力に関する協定	・ 図書の相互貸借 ・ 蔵書検索システムのネットワーク化 ・ 定期便の運行
2	青森市内6大学	青森地域大学間連携協定	・ 単位互換の実施 ・ F D、S Dの公開

			・学生の連携活動の支援
3	青森県立青森中央高等学校	高大連携に関する協定	・高大連携プログラムの実施 ・出前講座の実施
4	青森市横内町会	連携・協力に関する協定	・定期協議会の実施 ・地域の行事への学生参加 ・まちづくり協議会の運営
5	青森市	包括的な連携に関する協定	・まちなかフィールド・スタディへの参加 ・定期的な協議会の開催 ・学内での期日前投票所の開設
6	NPO 法人青森県消費者協会	連携に関する協定	・学生に対する消費者講座の実施 ・消費者講座への講師派遣
7	青森県内大学	地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）に関わる連携・協力に関する協定書	・保育者養成シンポジウムの開催 ・女子学生のキャリア支援WGの参加
8	青森市	災害時における避難所等施設としての使用に関する協定書	・協定書の締結
9	青森明の星短期大学	大学間包括連携に関する協定	・職員の人事交流の実施 ・共同IRの実施 ・共同FDの開催
10	青森市	青森市内高等教育委機関と青森市との包括連携に関する協定書	・青森市産官学連携プラットフォーム事業
11	青森商工会議所	連携・協力に関する協定	・中心市街地活性化協議会事業への協力
12	青い森信用金庫	連携協力協定	・施設の相互利用

その他に、青森県からの委託を受けた、あおもり食育サポーター事務局の運営、青森県内の大学短期大学と連携して実施している「あおもり食育検定」の事務局、青森県子育て支援員研修の実施への会場貸与、講師派遣等の協力、田舎館村からの委託を受けた、オリジナルスイーツの開発、青森県内のイトーヨーカードーでの本学学生開発レシピによるオリジナルお弁当の販売等、多様な地域連携活動を実施している。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

年度始めの短期大学教員研修会において学校教育法に言及しているが、私立学校法には触れていない。

建学の精神について、入学者減少傾向に鑑み、地方の短期大学としての役割を改めて考えていく。

地域・社会への貢献について、本学は多種多様な地域連携活動を実施しており、地域社会からも一定の評価を受けてきている。地域・社会の公共団体等との連携事業を具体的に実施していく。

＜テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか定期的に点検している。

＜区分 基準 I-B-1 の現状＞

本学では、建学の精神に基づき「価値観の多様性を理解する豊かな人間性」と「自立して生きていくために必要な実学」を教育理念としている。この教育理念を達成するために、以下に掲げた人材を育成することを教育目標とし、学生便覧に明記している。

教育目標

[平成 29 年度学生便覧 P.4]

1. 社会を構成するかけがえのない一員であることに誇りを持ち、社会に貢献するために最善を尽くそうとする人を育てます。
2. 学ぶことを喜び、身につけた知識・技術を実社会に生かす知恵と常に自己研鑽を怠らない向上心を持つ人を育てます。
3. 広い視野と長期的視点から物事の本質を探究する姿勢を持ち、人間・社会・文化・自然との共生と一人ひとりの幸せのために、主体的に未来を拓く人を育てます。
4. 専門職としての使命感と倫理観を持ち、科学的根拠に基づいた理論と実践力を兼ね備えた職業人を育てます。

また短期大学設置基準第 2 条に基づき、学則第 1 条には本学の教育研究上の目的として「高度の一般教養と専門の学術技能を教授研究し、健全にして情操豊かな良識ある社会人を育成する」と明記されている。各学科の人材養成に関する目的は建学の精神に基づき以下のように定め、教育目標として学生便覧に明示している。

教育目標

【食物栄養学科】

[平成 29 年度学生便覧 P.65]

食物栄養学科では、建学の精神「愛あれ、知恵あれ、真実あれ」に基づき、短期大学士（食物栄養学）の学位に相応しい専門的な知識・技術と豊かな人間性を兼ね備えた人材を育成します。健康の維持や増進に役立つ食や健康に関する専門的な知識や技術を修得させ、それらを日常生活にいかすことをめざします。豊かな人間性の育成では円満な人格や高邁な精神を備えさせ、適切な倫理観に基づいてバランスのとれた妥当な判断を下すことをめざします。これらに加え、状況に応じた献立作成や調理の方法などを修得させ、対象者に応じた適切な食生活をア

ドバイスできる栄養士を養成します。さらに学生一人ひとりが得意分野をもった栄養士をめざすことを推奨していきます。

【幼児保育学科】

[平成 29 年度学生便覧 P.75]

幼児保育学科では、建学の精神「愛あれ、知恵あれ、真実あれ」に基づき、短期大学士（幼児保育学）の学位に相応しい知識・技術・品格を備え、優しさや思いやりを持ち、他者と支え合う社会の形成に貢献できる人間を育成します。これらに加え、幼児教育や児童福祉に関する専門知識・技能・態度・実践力を養い、子どもの尊重と子どもの育ちを支えることができる保育者をめざします。さらに学生一人ひとりが得意分野をもった保育士・幼稚園教諭をめざすことを推奨します。

短期大学および学科の教育目標は、学長講話や新入生オリエンテーションの際に学生便覧を用いて学生に説明している。保護者にも学生便覧を配付し、入学式後の保護者ガイダンスの際に説明している。また、本学のホームページに掲載し、学外にも公表している。さらに、短期大学非常勤講師対象説明会の際にも、非常勤講師に対して本学の基本方針に対する理解を深め、教育活動に活かしてもらうよう依頼している。

学科の教育目標は、学科会議において点検・確認し、学科教員間で認識を共有している。また、地域・社会の要請の変化に応えるために、本学では 5 年に 1 度学科の教育目標を見直すこととしている。平成 31 年度の変更に向けて、平成 30 年度より計画的に見直しの準備を進めていく。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学は、建学の精神に基づいて教育理念、教育目標を定め、それに基づき各学科で「育てる人物像（学習成果）」を定めている。育てる人物像は、学位取得に関わる【態度・志向】【知識・理解】【技能・伝達】【総合・統合】の 4 つに分類し掲げるとともに、免許・資格に関わる学習成果もそれぞれ 1 つ掲げている。これらは学生便覧に記載され、ホームページにも掲載されているため、学内外に表明されている。

学科の学習成果は、学校教育法の短期大学の規定のみに関わらず、関連法令や基準なども踏まえて作成されており、毎年学科会議で点検している。

育てる人物像（学習成果）

教育目標に基づき、学位授与に相応しい人物像および免許・資格取得に相応しい人物像を次のように定めます。

【食物栄養学科】

[平成 29 年度学生便覧 P.65]

(1) 学位取得（卒業）にかかわる項目

[態度・志向]

- ①社会の一員として、社会の発展のために大学で学んだことを積極的に活用する態度を身につけている
- ②主体的に判断・行動し、よりよい人間関係や社会を築くための基本的な態度を身につけている
- ③さまざまな体験への意欲的な参加を通じて、創造性や発想力、豊かな感性を身につけている

[知識・理解]

- ④歴史・文化・社会・自然に関する知識を深め、実社会に活用できる。
- ⑤食べ物と人の身体に関する知識を深め、健康を育むための生活習慣を認識できる

[技能・伝達]

- ⑥健全な食生活を営むために必要とされる基本的な献立作成と調理技術を実践できる
- ⑦日常及び職業生活にわたって必要とされる技能（情報収集・分析・評価の能力、数量的スキル・理論的思考力）を適切に活用できる
- ⑧自らの考えを明確に表現し、他者と適切にコミュニケーションすることができる

[総合・統合]

- ⑨獲得した知識・技術・態度等を総合的に活用し、新たな課題を自ら立て解決する方法を示すことができる

(2) 免許・資格取得にかかわる項目

[栄養士免許]

- ◇対象者に合わせた献立の作成や減塩などの調理方法の工夫を活用し、適切な食生活をアドバイスできる

[フードスペシャリスト資格認定試験受験資格]

- ◇食品流通・消費や食のコーディネートに関する知識や技術を活用できる

[フードサイエンティスト資格]

- ◇食品産業において必要とされる食品加工や品質管理の知識を活用できる

[栄養教諭二種免許]

- ◇学校での食育を充実させ、学校における食育を家庭や地域にも発信できる

[中学校教諭二種免許（家庭）]

- ◇生活の自立に必要な衣食住に関する必要な知識や技術を生徒へ指導できる

[社会福祉主事任用資格]

- ◇日常生活において支援や介助が必要な人に対する生活を維持・向上させるための事業や制度の基礎的な知識を身につけている

【幼児保育学科】

[平成 29 年度学生便覧 P.75]

(1) 学位取得（卒業）にかかわる項目

[態度・志向]

- ①社会の一員として、社会の発展のために大学で学んだことを積極的に活用する態度を身につけている
- ②主体的に判断・行動し、よりよい人間関係や社会を築くための基本的な態度を身につけている
- ③創造力や表現力、豊かな感性を持ち、意欲的な態度で行動できる

[知識・理解]

- ④歴史・文化・社会・自然に関する知識を深め、実社会に活用できる
- ⑤教育や福祉の歴史・思想・制度や子どもの発達特性について理解できる
- ⑥子どもの発達理解に立った基本的な計画や環境構成を設定することができる
- ⑦教科や保育の表現に関する基本的な知識と技術を有している

[技能・伝達]

- ⑧日常及び職業生活にわたって必要とされる技能（情報収集・分析・評価の能力、数量的スキル・理論的思考力）を適切に活用できる
- ⑨教育・福祉に関する基本的な指導・援助・相談を有している
- ⑩自らの考えを明確に表現し、他者と適切にコミュニケーションすることができる

[総合・統合]

- ⑪獲得した知識・技術・態度等を総合的に活用し、新たな課題を自ら立て、解決する方法を示すことができる

(2) 免許・資格取得にかかわる項目

[保育士資格]

◇保育に関する知識・技術を展開・応用できる実践力を身につけている

[幼稚園教諭二種免許]

◇子どもの発達や学びの連続性をふまえた指導計画と保育活動実践ができる能力を身につけている

[レクリエーション・インストラクター]

◇レクリエーションに関する知識と実技を習得し、レクリエーション指導と運営ができる

[社会福祉主事任用資格]

◇社会福祉の制度を理解し、相談・指導・援助の基礎的知識を身につけている

【区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。

(3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

(4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

本学は、ディプロマ・ポリシーからカリキュラム・ポリシーを定め、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーからアドミッション・ポリシーを定め、三つの方針を一体的に定めている。三つの方針の検討は、学科会議において学科長を中心に実施され、すべてのポリシーを関連づけて組織的に議論している。ポリシーの見直しを実施する際は、それらの整合性が取れているかも必ず確認している。

授業科目の到達目標は、学科の育てる人物像（学習成果）に基づいて設定するようにしているため、三つの方針は教育活動に自然に取り上げられる仕組みとなっている。

三つの方針は学生便覧に掲載するとともに、ホームページへも掲載している。アドミッション・ポリシーについては学生募集要項にも掲載し、受験生に周知するようにしている。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

学科の学習成果は定めているが、短期大学としての学習成果は明確に示していない。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学は、学校教育法第 109 条に基づき、青森中央短期大学の教育研究水準の向上に資するため、教育・運営ならびに施設・設備の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するため、自己点検・評価委員会を置いている。このことは、学則第 16 章第 78 条に示し、さらに、「自己点検・評価委員会規程」に定めている。

自己点検・評価委員会は、学長を委員長とし、その委員は、学長の任命した副委員長、各学科長、各委員会委員長・副委員長、各ワーキンググループリーダーおよび事

務局長、事務局次長、各課長を含めた事務局関係者で組織されている。さらに、当該委員会のもとに、全学的な課題を共有・点検し、大学全体の基本方針を提言する「戦略ワーキンググループ（以下、戦略WG）」が設けられている。

自己点検・評価委員会については、年度始めの短期大学教員研修会において、所管事項、職務目標と進行計画、構成員が資料として示され、委員長である学長が自己点検・評価に対して全教職員への喚起を促すと同時に、副委員長が本学に所属する全教職員に対し、資料ならびに趣意・目的の説明を行い周知している。

自己点検・評価委員会は、1ヶ月に一度程度開催される。また、毎月開催される部局長会議でも、本学の部局長会議規程に基づき、各学科および各委員会、事務局から協議事項や新たな提案が示されるが、この部局長会議の出席メンバーは実質的に自己点検・評価委員会の委員でもあるため、会議ごとに、各部門の年度計画が具体的にどのような活動や計画として実践されているかという経過を確認することができ、日常的に教育の充実に向けた点検・評価が行なわれていると捉えている。また、戦略WGは、PDCAサイクルの履行のため、「自己点検・評価チェックシート」による検討・提言を行い、各部門の状況・課題を集約・把握・共有したうえで、全学的な改善・行動計画のための審議、決定事項などの各部門への表明・周知・フィードバックを実施している。

自己点検・評価報告書については、各部門で作成された「自己点検・評価チェックシート」に基づき毎年度作成している。自己点検・評価報告書は、本学教職員に配布しているため、報告書作成、公表スケジュールについては、年度内の全学的なふり返りと次年度の方針策定をするべくスケジュール計画を明示し、活動の意識づけを行ってきた。

本学並びに併設された青森中央学院大学では、年に1回外部評価会議を実施している。教育目的や教育活動を報告後、意見を聴取し、次年度の評価活動に活かしている。

<平成29年度外部評価員>

職名	役職
青森県観光国際戦略局	次長
青森市市民政策部市民協働推進課	課長
青森商工会議所	常務理事
青森県私立中学高等学校校長協会	会長
特定非営利活動法人青森県消費者協会	理事長
公益社団法人青森県看護協会	常務理事
青い森信用金庫青森地区本部	本部長・理事
青森市私立幼稚園協会	会長
社会福祉法人中央福祉会 勝田三思園	園長

「自己点検・評価チェックシート」を用いた自己点検・評価活動は、前期終了時の

中間および年度末に 2 回実施している。中間での点検・評価により、各部門の状況把握と、課題に対する方向修正を可能とし、年度末での点検・評価では、各部門が作成したチェックシートをもとに、戦略 WG メンバーによる各部門のヒアリングを行い、その結果を踏まえて各部門の責任者は、自己点検・評価委員会ならびに部局長会議にて次年度の各部門の方針と年間計画の調整、短期大学教員研修会での表明を実施している。

これらのことから、本学の自己点検・評価の全学的な PDCA サイクルのシステムは確立しており、自己点検・評価委員会からのフィードバック事項は、全ての教職員が認識し、全学的に関与しているといえる。

自己点検・評価の成果は、各学科、各委員会、各センター、事務局各課などにおいて、ふり返りと改善活動に活用されている。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を順守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

全学科共通した学習成果のアセスメントの手法として、学生個人に対しては、育てる人物像（学習成果）と科目の到達目標を結びつけたカリキュラム・マップを作成し、科目担当者がテストやレポート、授業内発表などの実施により、科目の到達目標に基づく成績評価を実施している。組織的には、前期および後期ともに、各授業の最終回において「授業改善アンケート」を実施している。さらに「就職先向けアンケート」を実施し、課題を抽出し改善することで、教育の質の保証と学習成果・三つの方針の点検を行っている。卒業生に対しては「卒業生向けアンケートを実施している。

食物栄養学科では、独自の学習成果のアセスメント手法として、栄養士課程の科目について、科目の到達目標に基づく成績評価と、2 年次の 12 月に実施される全国共通の栄養士実力認定試験結果（正答数の全国平均・本学学生平均）を比較することで、栄養士養成校としての本学の成績評価が客観的に見て適正なレベルで行われているかを点検している。この点検により、本学食物栄養学科の学生における学習理解の特徴を把握し、教員の評価基準の設定に役立てている。さらに評価 C の学生には学科として補習授業および試験を実施することで、質の保証に努めている。また、科目の成績分布と学生の成績等を分析し、「学習成果の獲得状況」を一覧で学科教員に示している。

幼児保育学科では、学生個人に対する学習成果のアセスメント手法として、実技系科目における技能のチェックや、音楽関連科目でのカワイピアノグレードを取り入れた目標設定などを実施し、技術的な質の保証にも努めている。授業外でさらに上級グ

レードに挑む学生もおり、この取り組みは学生の意欲を向上させることにも効果を示している。また、青森明の星短期大学と八戸学院大学短期大学部との共同 IR において「学習成果アンケート」を実施している。3 短期大学のディプロマ・ポリシーのキーワードを中心に 10 項目の質問に回答してもらい、学習成果を分析・比較している。

教育実習、保育所実習、施設実習などの学外実習においては、下記の学外実習選考基準を学生便覧に明記・適用している。

8) 学外実習について

[平成 29 年度学生便覧 P.82]

(2) 学外実習選考基準

下記に該当する学生は、学外実習生として不適当と判断され、学外実習に参加できません。

- ① 学科授業科目のうち 2 科目以上不合格の者（卒業にかかわらない選択科目は除く）
- ② 実習実施前までの学期において、資格・免許取得に必要な科目が一科目以上不合格の者
- ③ 学科所定日に行われる学外実習生の選考において、学外実習が不適当と判断された者（実習を実施する学期において資格取得に必要な科目の出席日数が不足している等）

(3) 学外実習の取り消し、中止について

次のような状況の場合、学科の判断で学外実習を取り消し・中止にする場合があります。

- ① 実習生としてふさわしい髪形や服装、身だしなみが整っておらず、再三の注意でも改善が見られない場合
- ② 大学の授業等において理由のない欠席や遅刻等が多くみられ、再三の注意でも改善が見られない場合
- ③ 大学の授業等において提出物等の未提出が多くみられ、再三の注意でも改善が見られない場合
- ④ ブログ・ツイッター等のインターネット上において、学生としてふさわしくない言動が見られた場合
- ⑤ 保育者を目指す学生としてふさわしくないアルバイト（風俗営業、住込、深夜労働、外交販売等現金を扱う仕事等）を行っている場合
- ⑥ その他、学科教員により、学外実習の実施・継続が困難と判断された場合

上記の選考基準に基づいて学外実習に参加することが不適当と判断された学生に対しては、選考基準に達するまで個別指導を実施し、教育の質の保証に努めている。また組織的には、実習施設による実習生への評価票を集計し分析している。この評価票は、評価の視点と基準などについて青森県内の保育士を養成している 7 校（短期大学 4 校、四年制大学 1 校、専門学校 2 校）共通の基準と様式で行われる評価であり、実習における指導内容の質を保証するものと判断できる。

教育の向上・充実のための PDCA サイクルは、自己点検・評価委員会を中心とした、本学全体として機能する PDCA サイクルを採用している。中間・年度末の年 2 回実施している自己点検・評価チェックシートを用いて実施された各部門の検証結果が戦略ワーキンググループにより確認され、部門担当者によって、現状把握・方向修正・改善計画が検討される。本学全体の方向性を意識した次年度の活動計画が短期大学教員研修会などにて各部門から説明され、それぞれが連携しながら実施される。

科目ごとの教育の質の向上のための PDCA サイクルについては、素点ならびに S～D

の 8 段階の評価で示される成績評価や単位認定に基づき、到達目標に対する学生の達成度を確認している。それと並行し、前期・後期 Semester ごとの授業終了時に「授業改善アンケート」で授業をふり返り、次年度の授業計画の設計・シラバス作成を見直し、改善した計画に基づく授業を実施するというサイクルが確立している。

学生が「授業改善アンケート」の自由記述欄に質問や要望を記述した場合、科目担当教員の回答を 2 号館学生ラウンジに掲示している。有用な要望、提言については科目ごとに必要に応じて次年度への改善に活かされている。

食物栄養学科では、年度末に学生の学内における成績、栄養士実力認定試験の結果、校外実習先の担当者からのコメント、学生の卒業時における進路状況、特に栄養士、食品関連企業の専門職への決定状況などをふり返り、学科会議などで情報共有をはかり、次年度の取り組みを年間計画に盛り込み、さらに実施するというサイクルが確立している。このようなサイクルの下、関連分野の栄養士実力認定試験結果と担当科目の成績評価を比較することによって、各科目の学生の到達度を客観的に把握し、その分析に基づいた授業改善に取り組んでいる。また、ティーチングポートフォリオを学科全専任教員に依頼し、カリキュラムの繋がりを学科の教員間で共有化し、教員自身の科目の位置付けを明確化している。

幼児保育学科では、毎年度末に、担当科目の教員が、シラバスの作成やシラバスに基づいた具体的な学習指導計画を、短期大学の教育目標や学科の教育目標、カリキュラム・マップに示されている学習成果に基づいて作成している。年度中の教育は、シラバスの計画通りに各科目の講義が運営され、教員によっては形成的評価（小テスト等）を課し、学生の到達度・理解度の状況を押さえつつ、計画の修正・微調整を絶えず行い、学生の学習状況に柔軟に対応している。学期末や年度末には、各科目で学生が取得した評価の状況や学生による授業アンケートの結果、ミュージカルの発表会で行う観覧者アンケートの結果、教職実践演習における模擬授業の評価や履修カルテの内容、保育所実習や教育実習の評価票の内容等を活用して、担当する科目の教育内容が適切にされたか評価する。その後、学科会議や FD 研修会、教員個人によって、自己の教育活動の評価を分析し、改善点を洗い出し、次学期および次年度の教育内容の改善に活かしている。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などは、通達に従い適宜学科・事務局ともに確認し、『栄養士養成施設指定基準に係る自己点検表』『指定保育士養成施設自己点検表』などを使用して法令順守に努めている。食物栄養学科では学校教育法、短期大学設置基準、栄養士法、栄養士法施行規則、栄養士養成施設指導要領、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則などの関係法令・規則の変更に対し、幼児保育学科では児童福祉法、児童福祉法施行規則、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則などの関係法令・規則の変更に対し、それぞれ法令順守を心がけている。法令に変更があった場合も、それを受けて各学科会議において教育課程の適正化を図り、必要に応じたカリキュラムの改訂を行っている。

＜テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題＞

自己点検・評価の PDCA サイクルは確立しているが、報告書作成がスケジュール通りに進んでいない。

学習成果を可視化し、査定する、アセスメント・ポリシーが策定されていない。

＜テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項＞

特になし

＜基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

カリキュラム・マップの学生への公表・形式については、学務委員会にて平成 30 年度実施の方向で検討している。

GPA の数値自体に意味を持たせる取り組みについては、FD 研修会にて教員間で共通理解を図ったが、機関決定されているわけではないため、学生への可視化にはなっていない。

学習成果に対応させた質問項目に見直した「就職先向けアンケート」「卒業生向けアンケート」の結果を収集・分析したため、今後はそれらをどう活用するかを検討するとともに、継続的に実施していく予定である。

自己点検・評価活動において、PDCA サイクルのシステムは構築できているものの、報告書作成までのプロセスを見直したが、実際スケジュール通りに進んでいない。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

年度始めの短期大学教員研修会において私立学校法についても言及していき、教職員との共通認識を図っていく。

入学者減少傾向に鑑み、地方の短期大学としての役割を見つめ直すため、平成 30 年から約 10 年間の展望とした「大学の将来ビジョン」を、建学の精神・教育理念をもとに策定していく。

地域社会貢献について、限られたマンパワーでの地域連携活動を実施するために、系列校の青森中央学院大学と協力しながら効率的な活動を実施していく。

学習成果については、レベルごとの学習成果を定め、大学として、学科として、科目として何ができるようになるのかを明確に示していく。

報告書作成は、取りまとめ担当事務職員の業務量に依るため、チームで作成していくよう編成する。

アセスメント・ポリシーの策定は戦略 WG が中心となり作成し、学習成果を可視化することで、内部質保証を図っていく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

(2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。

(3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

(4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）は、学科ごとに次のように定めている。

食物栄養学科ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針） [平成 29 年度学生便覧 P.66]

食物栄養学科に 2 年以上在学し、学科授業科目より総合教育科目 12 単位以上、専門科目 50 単位以上を含み、合計 70 単位以上を修得した者は育てる人物像の学位取得にかかわる項目を満たした者として、短期大学士（食物栄養学）の学位を授与します。

幼児保育学科ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針） [平成 29 年度学生便覧 P.80]

幼児保育学科に 2 年以上在学し、学科授業科目より総合教育科目 12 単位以上、専門科目 50 単位以上を含み、合計 70 単位以上を修得した者は育てる人物像の学位取得にかかわる項目を満たした者として、短期大学士（幼児保育学）の学位を授与します。

本学の学習成果である「育てる人物像」は、「学位取得（卒業）に関わる項目」と「免許・資格取得に関わる項目」から構成されている。この「育てる人物像」と科目の到達目標を結びつけたカリキュラム・マップを作成している。よって、学科の学位授与の方針は、学習成果に対応している。

食物栄養学科および幼児保育学科のディプロマ・ポリシーは、学則第 18、19、20 条に定められている卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を引用しており、学習成果との関連性を明確に解説している。

ディプロマ・ポリシーは、「短期大学設置基準」などの法令などに従ったものであると同時に社会のニーズに合わせて作成している。また、社会に通用する態度、実社会に活用できる知識、職業生活に必要とされる技能を身につけた学生に学位を授与することを明記するとともに、栄養士法、栄養士法施行規則、児童福祉法、児童福祉法施

行規則、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則など、関係法令・規則に則り、栄養士養成施設、指定保育士養成施設、幼稚園教諭二種免許課程設置施設として身につけてもらいたいそれぞれ専門の知識、技術も含んでいる。これにより、平成 29 年度食物栄養学科卒業生（資格希望者）の 89.8 が栄養士免許を取得、幼児保育学科卒業生（資格希望者）の 95.9%が保育士資格を取得、98.6%が幼稚園教諭二種免許を取得している。よって、ディプロマ・ポリシーを達成することは、社会的に通用性がある。

ディプロマ・ポリシーは学科会議にて点検・確認を行い、学科教員間で認識を共有している。

【資格・免許等取得状況（平成 29 年度卒業生）】

<食物栄養学科>

1. 単位修得で得られる資格・免許

資格・免許名	a.卒業生数 51 名			
	b.履修者 (人)	c.資格・免許 取得者 (人)	d.資格・免許 取得率 (%)	e.資格・免許 選択率 (%)
栄養士免許	49	44	89.8	96.1
フードサイエンティスト資格	23	23	100	45.1
社会福祉主事任用資格	48	50	96.0	98.0
栄養教諭二種免許	4	4	100	7.8
司書資格	6	6	100	11.8
秘書士資格	5	5	100	9.8

※ 資格取得率は $c/b \times 100$ 、資格選択率は $b/a \times 100$ とし、小数点第 2 位を四捨五入している。

2. 単位修得で得られる受験資格

資格名	受験資格取得者 (人)	合格者 (人)	合格率 (%)
フードスペシャリスト資格 認定試験受験資格	5	5	100

3. 各種検定試験

《秘書検定》

検定級	受験者 (人)	合格者 (人)	合格率 (%)
秘書検定 3 級	3	3	100
秘書検定 2 級	3	2	66.7

< 幼児保育学科 >

1. 単位修得で得られる資格・免許

資格・免許名	a. 卒業生数 74 名			
	b. 履修者 (人)	c. 資格・免許 取得者 (人)	d. 資格・免許 取得率 (%)	e. 資格・免許 選択率 (%)
保育士資格	73	70	95.9	98.6
幼稚園教諭二種免許	72	71	98.6	97.3
社会福祉主事任用資格	74	73	98.6	100
司書資格	9	9	100	12.2
秘書士資格	2	2	100	2.7
レクリエーション・インストラクター資格	23	18	78.3	31.1

※ 資格取得率は $c/b \times 100$ 、資格選択率は $b/a \times 100$ とし、小数点第 2 位を四捨五入している。

2. 各種検定試験および認定資格

《幼児体育指導者検定》

検定級	受験者 (人)	合格者 (人)	合格率 (%)
幼児体育指導者検定 2 級	15	15	100

《JFA 公認キッズリーダー養成講習会》

資格名	受験者 (人)	合格者 (人)	合格率 (%)
JFA 公認 キッズリーダー (U-6)	35	35	100
JFA 公認 キッズリーダー (U-8)	5	5	100

《コンピュータサービス技能評価試験 (ワープロ部門)》

検定級	受験者 (人)	合格者 (人)	合格率 (%)
3 級	1	1	100

《カワイピアノグレード試験》

取得級	合格者 72 名		ピアノ指導者 グレード
	合格者数 (人)	割合 (%)	
5 級	0	0.0	↑
6 級	1	1.4	
7 級	11	15.3	
8 級	9	12.5	
9 級	3	4.2	
10 級	5	6.9	
11 級	26	36.1	
12 級	16	22.2	
13 級	1	1.4	

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分 基準Ⅱ-A-2 の現状

本学では、カリキュラム・ポリシーを次のように定めている。

食物栄養学科カリキュラム・ポリシー

[平成 29 年度学生便覧 P.66-67]

食物栄養学科では、ディプロマ・ポリシーおよび免許・資格取得の要件に基づき、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）を次のように定めます。

＜教育課程編成の方針＞

総合教育科目、専門教育科目を設定し、それぞれが有機的に連携し、系統的に学修できるようにカリキュラムを編成します。

総合教育科目は、グローバル社会、情報社会に適応できる基本的な態度や基礎的な技術、また幅広い知識や心の豊かさを身につけるため、コモンスキックとして「外国語」、「情報処理」、および「キャリア設計」の3つの領域、教養科目として「人間の理解」、「現代社会と国際理解」、および「科学技術と環境の理解」の3つの領域を設置します。

専門教育科目は栄養士課程のほか、食に関する高度な専門知識や食品関係企業など社会の多様なニーズに応えられる人材育成のため、フードスペシャリスト課程、フードサイエンティスト課程、中学校教諭二種免許（家庭）課程、栄養教諭二種免許課程、社会福祉主事任用資格課程に関する科目を設置します。そのほかに、大学での学びに速やかに移行するための導入教育科目を設置します。さらに、自ら課題を立て解決にあたり、説得する能力を身につけるために、卒業研究に関する科目を設置します。

＜教育課程実施の方針＞

- ① 結果だけではなく、考える過程を中心とした学生自身の答えを導き出せる学生主体の教育
- ② 専門的な知識や技術だけではなく、職業人としての態度や倫理観の育成も重視した教育
- ③ 学生間の連携を深めさせ、自主的なグループ学修を促進する教育
- ④ コンセプトマップを活用しそれぞれの科目間のつながりを明確に示した教員同士の連携を強めた教育
- ⑤ 学生とのコミュニケーションを大切にした学生の個性を尊重した教育

幼児保育学科カリキュラム・ポリシー

[平成 29 年度学生便覧 P.80-81]

幼児保育学科では、ディプロマ・ポリシーおよび免許・資格取得の要件に基づき、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）を次のように定めます。

＜教育課程編成の方針＞

総合教育科目、専門教育科目を設定し、それぞれが有機的に連携し、系統的に学修できるようにカリキュラムを編成します。

総合教育科目は、グローバル社会、情報社会に適応できる基本的な態度や基礎的な技術、また幅広い知識や心の豊かさを身につけるため、コモンスキックとして「外国語」、「情報処理」、および「キャリア設計」の3つの領域、教養科目として「人間の理解」、「現代社会と国際理解」、および「科学技術と環境の理解」の3つの領域を設置します。

専門教育科目は、保育士課程、幼稚園教諭二種課程の他、保育現場におけるスキルアップ・キャリアアップ資格として、社会福祉主事任用資格課程、レクリエーション・インストラクター課程に関する科目を置き、また自ら課題を立て解決にあたり、説得する能力を身につけるために、卒業研究に関する科目を設置します。

＜教育課程実施の方針＞

幼児保育学科は、教育課程編成の方針に基づき、次の教育を実施します。

- ① 身体表現・音楽・造形の各分野の教員連携により、幅広い実践力を養う教育
- ② ロールプレイングを通じ、保育者に欠かせない援助技術を養う教育
- ③ 「振り返り」を重視し、洞察力や判断力を養う教育

- ④ 論理的思考やプレゼンテーション力を養う教育
 ⑤ 自らが考え判断し、「学び」に対する意欲を最大限に引き出す教育

本学のカリキュラム・ポリシーには、「ディプロマ・ポリシーおよび免許・資格取得の要件に基づいていること」を明記している。また、カリキュラム・マップを運用し、教育課程で編成されている科目の到達目標が、学習成果に対応しているかを学科全体で確認・再調整し、それらに基づいて教育を実施している。

本学の教育課程は法令や協会に指定されている科目を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成しており、学生の習熟度に応じて段階的に科目を配置している。また、どの時期に、どの科目を受講し単位を修得すれば資格が与えられるかを可視化するため、学生便覧に次表を示している。

【食物栄養学科での免許・資格取得に関する科目と開設学期】 <一部抜粋>

[平成 29 年度学生便覧 P77-78]

資格	系列等	1 年次		2 年次		備考	
		前期	後期	前期	後期		
	総合科目	総合教育科目 (12 単位以上)					
	専門科目	アカデミックスキルズ入門 ^{注1} スタディスキルズ ^{注1} 食品学基礎実験 ^{注1} 食事計画論 ^{注1} 給食管理基礎実習 ^{注1}	特別研究 I ^{注1}	特別研究 II ^{注1}			
栄養士	専門教育科目	社会生活と健康			公衆衛生学 社会福祉概論	2 年次 12 月 栄養士実力試験 受験	
		栄養と健康・人体の構造と機能・栄養の指導	基礎栄養学 応用栄養学	解剖生理学 病気の成立ちと 症状 応用栄養学実習 臨床栄養学 I 公衆栄養学	解剖生理学実験 生化学 臨床栄養学 II 臨床栄養学実習 栄養指導論 I	生化学実験 運動生理学 栄養指導論実習 栄養指導論 II	卒業後 免許状取得
		食品と衛生・給食の運営	食品学 I 調理学 基礎調理学実習 給食管理	食品学 II 食品学実験 調理学実習 I 給食管理実習 I	食品衛生学 食品衛生学実験 調理学実習 II 給食管理実習 II 給食管理校外実習 (事前・事後指導含む)		

単位の実質化について、本学は単位数の上限を定めていないが、食物栄養学科では、学期ごとの開設科目数のバランスを取ることで、履修できる科目数を調整している。

幼児保育学科は現状、免許・資格取得の性質上、上限を定めることは難しい。

成績評価は試験のみではなく、課題、レポート、小テスト、受講態度などの観点も取り入れ、多角的に実施している。評価基準は学生便覧に表記するとともに、学生に周知し、厳格かつ公正に行われている。複数教員による科目においては、成績評価基準をルーブリックなどに示すことで、公正に評価している。また、授業実施時間数の3分2以上出席していること、学費を完納していること、履修登録をした授業科目について学業成績が合格であることの要件を満たしていなければ単位が認定されないことは、学生便覧に明記するとともに、ガイダンスで十分説明されている。学習の評価は、「S, A+, A, B+, B, C+, C, D」の8段階で行うこととし、適用している。その旨については、学則第16条に明記され、C以上を合格とし、Dを不合格としている。また、科目成績平均値（Grade Point Average：GPA）の制度を導入し、厳格な成績評価を実施している。成績表示と成績評価点、素点の関係については、次表の通りである。

【平成29年度青森中央短期大学成績評価基準】

合否	成績表示	成績評価点（GP）	素点
合格	S	4.0	90～100
	A+	3.5	85～89
	A	3.0	80～84
	B+	2.5	75～79
	B	2.0	70～74
	C+	1.5	65～69
	C	1.0	60～64
不合格	D	0.0	0～59

上記8段階による成績表示・評価を行うことで、GPの範囲を国際基準の0.0～4.0とし、また、より素点に近いGPAを算出することができるようになり、平成29年度は代表者（表彰者）の選出に活用した。

本学においてシラバスは、学科・科目共通の様式を使用しており、必要な項目（授業概要・目的、到達目標、授業計画〈準備学習含む〉、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）が明示されている。これらについては本学のホームページやポータルサイトから閲覧できる。

授業科目用のシラバス作成マニュアルを活用し、専任・兼任問わず統一されたシラバスを作成することができている。到達目標は、学習成果（育てる人物像）を基に設定され、授業計画には1単位当たり45時間の学習時間の確保の観点から、それぞれの予習・復習の記載を徹底している（実験・実習はその限りではない）。成績評価の方法・基準では、具体的かつ複数の判断材料をもって評価すること、出席自体を評価の対象としないことが共通理解されている。

さらに、シラバス作成において、シラバスチェックシートを用いて学務委員がシラバスチェックを実施している。これにより、シラバス作成マニュアルを単に活用する

だけではなく、それに基づいてシラバスを第三者が確認することで、より精度の高いシラバスの作成と継続的改善が可能となった。

本学の教員配置は「短期大学設置基準」「栄養士法施行規則」「指定保育士養成施設指定基準」の法令などを十分に満たしており、教員の採用時に教員の資格を証明するものを確認し、適切に配置している。教育課程は学科・学務課にて毎年点検し、必要であれば修正している。

※ 本学は通信による教育は行っていない。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 Ⅱ-A-3 の現状>

本学は建学の精神である「愛あれ、知恵あれ、真実あれ」に基づき、自立して生きていくために必要な、豊かな人間性と実学を身につけることを教育理念としている。また、本学ではこの教育理念を達成するために、広い教養と深い専門性を兼ね備えた人材を育成することを教育目標としている。

本学では教養科目にあたる科目を総合教育科目と分類し、各学科のディプロマ・ポリシーでは、総合教育科目 12 単位以上、専門科目 50 単位以上含み、合計 70 単位以上（卒業必修科目含む）を修得し、態度・知識・技能を有する学生に学位を授与することを明記しており、教養教育の重要性を示している。さらに、このディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシーを定め、総合教育科目には、グローバル社会、情報社会に順応できる基礎的な態度や技術、また、幅広い教養と知識を身につけるため、コモンベシックスとして「外国語」「情報処理」「キャリア設計」、および教養科目として「人間の理解」「現代社会と国際理解」「科学技術と環境の理解」の 3 つの領域を編成している。

学長は新生オリエンテーションにおいて、建学の精神に込められている、大学生として身につけてほしい教養や物事の考え方と、開設している科目との関わりについて新生へ説明している。また、授業科目に限らず、学校行事、ボランティア、サークル活動、短期留学など、さまざまな課外活動も教養を身につける機会と捉え、積極的な参加を進めている。

本学の教養教育の実施体制は、総合教育科目を学科ごとに教育課程表に示し、学生便覧に明記している。これらの科目は本学の専任教員、併設の青森中央学院大学教員、外部からの非常勤教員で実施している。

また、教養教育の一環として、学校行事において「芸術鑑賞」「テーブルマナー」を実施している。これらも学生便覧に目的と内容を明記するとともに、クラスアドバイ

ザー引率の下、全員参加する体制を整えている。

本学の総合教育科目は、カリキュラム・ポリシーにその位置付けを示し、専門科目と有機的に連携し、系統的に学修できるよう編成している。教養科目については、年度始めのガイダンスにおいて、学生便覧の教育課程表を用いながらクラスアドバイザーより丁寧に説明しており、卒業に関わる必要単位数や資格に関わる科目を「教養科目履修確認票」を用いて確認している。また、学生にできるだけ多くの教養科目を選択してもらいたいという観点から、原則、曜日・コマを限定し、1・2年生共通の時間割としている。さらに選択肢を増やすために、青森市大学間連携協議会による単位互換により、さらなる選択の幅を持たせている。

「芸術鑑賞」「テーブルマナー」においても、ガイダンスでクラスアドバイザーより実施の目的を説明し、学務委員会で日程案や鑑賞候補一覧を提示し、学科会議で確定している。また、芸術鑑賞において、食物栄養学科では連続で同じ施設で鑑賞することのないよう調整し、幼児保育学科では「音楽」「造形」「表現」の3分野を中心とした鑑賞をすることで、芸術に対するたくさんの感性を磨く機会としているだけでなく、専門に活かすことのできる行事となっている。

教養教育の効果の測定について、例えば、教養科目「郷土と文化」は受講態度30点、自分のパートの習熟度20点（習熟度テスト実施）、ねぶた祭りへの参加（30点）、課題レポート（20点）とし、総合的に評価を行っている。また、授業改善アンケートを実施し、学習成果の把握をしている。

これらの結果をもとに、科目担当教員を中心とし、到達目標、授業計画、成績評価の方法などを日常的に意見交換している。

〔区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

短期大学の教育目標では、社会人として、また専門職として必要な知識・技術・態度等を育成していくことを明記し、それに基づき学科の教育目標、育てる人物像（学習成果）ならびに三つの方針が定められている。さらに、学習成果に対応した科目の到達目標を定めており、本学のカリキュラムは、職業教育を実施している。

食物栄養学科の専門科目では主に「栄養士」を育成し、就職者48名中42名（87.5%）が食品関連企業に就職、幼児保育学科の専門科目では主に「保育士」「幼稚園教諭」を育成し、就職者64名（進学者除く）中59名（92.2%）が児童福祉関連職に就いていることから、専門職に必要な知識・技術・態度等を育成できている。

さらに職業教育である「キャリアプランニングⅠ」では、自己理解・自己分析、一

般常識、マナー等の修得を、さらに「キャリアプランニングⅡ」においては職業・職場理解、自己表現・就職活動等の修得を目的としており、専門職業人のみならず、社会人として必要な知識等を育成する体制を整えている。食物栄養学科は希望者に対し、1年次の年度末に1週間のインターンシップを実施し、職業意識の醸成を図っている。これらは一般職と併せて短期大学就職率98.5%という数字に表れている。

職業教育の効果に対する測定方法は、卒業生ならびに就職先企業に対してアンケートを実施し、職業教育の効果測定している。

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

アドミッション・ポリシーは、「育てる人物像」を獲得した卒業生を社会に輩出するために、アドミッション・ポリシーに示した能力を有する者、あるいは有することが期待できる者を選抜するための方針である。よって、本学は学習成果に対応する入学者受入れの方針を示している。

食物栄養学科アドミッション・ポリシー

[平成 29 年度学生便覧 P.67]

- ① 季節や地域ごとの特徴を活かした食事や食生活を大切にし、食に関する感性を高めたい人
- ② 身体の健康・栄養状態に見合った食事を提供し、人々の健康で明るく楽しい生活の実現に貢献したい人
- ③ 現代社会が抱えるさまざまな食や健康に関する課題に主体的に取り組みたい人
- ④ 社会のルールや人との約束を守り、専門職に必要な高い規範意識と倫理観を身につけたい人
- ⑤ 価値観や立場の違いに配慮し、周囲と協調・協働して行動できるようになりたい人

幼児保育学科アドミッション・ポリシー

[平成 29 年度学生便覧 P.81]

- ① 幼児保育学科の教育内容を適切に理解し、学ぶ意欲のある人
- ② 広く子どもに関する関心が高く、幼児教育の重要性を認識できる人
- ③ 保育者に必要な創造力や感性をさらに豊かにするために努力できる人
- ④ コミュニケーション力や協調性が高く、責任ある行動のとれる人
- ⑤ 社会福祉（介護福祉を含む）分野にも広く興味・関心を示し、向学心が旺盛な人

入学者受入れの方針は、学生便覧、学生募集要項およびホームページに明示されている。また、オープンキャンパスや進学説明会などにおいても、学長講話、配布資料に基づいた担当教職員の説明によって入学者受入れの方針の周知を図るだけでなく、地区別相談会においても求められる人物像等の具体的な説明を実施している。入学者受入れの方針に対応した入学者選抜方法の基本方針は、入学試験区分ごとに策定されており、この方針に基づいて小論文試験、面接試験、学科試験を実施している。これらの試験と提出される推薦書や調査書を総合して、入学前の学習成果の把握・評価ができる内容となっている。この基本方針は学生募集要項に次のように明記し、表明している。

各試験区分における入学者選抜方法の基本方針 [平成 29 年度学生募集要項 P.6-10]

・ AO 選抜入学試験

体験授業に関連した小論文と個別面接に基づき、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、さらには将来専門職として活躍するための計画性や意思などを総合的に判断します。

小論文では、ミニ講義や体験授業で実施したテーマを題材に出題し、感性や論理的思考力、課題解決能力などを評価します。個別面接では、これまでの経験などに基づく将来に対する決意や、本学で学ぶことの目的などを評価します。

・ 推薦入学試験

〔A〕 指定校推薦

学校長から提出される推薦書と調査書、志望理由書等の提出書類に基づき、専門への適性を総合的に判断します。調査書では高校生活における学習活動、課外活動などを評価します。志望理由書では、本学のアドミッションポリシー（入学者受入方針）の理解度、入学後の学習意欲や目的意識などを評価します。

〔B〕 公募制推薦（1期・2期）

学校長から提出される推薦書と調査書、本学で実施される小論文と面接に基づき、専門へ

の適性を総合的に判断します。調査書では高校生活における学習活動、課外活動などを評価します。

小論文では、読解力、論理的思考力、表現力、文章構成力などを評価します。

面接では、積極性や論理性、社会性、コミュニケーション力を評価します。

・一般入学試験

個別学力試験に基づき、基礎学力を判断します。特に、言語能力、論理的思考力、国際的な視野を重視し、国語、英語の学力で選抜します。

食物栄養学科では専門に関する基礎学力を評価するため、数学、生物、化学等の学力でも選抜します。

・大学入試センター試験利用入学試験

大学入試センター試験に基づき、基礎学力を判断します。特に、言語能力、論理的思考力、国際的な視野を重視し、国語、英語の学力で選抜します。

食物栄養学科では専門に関連する基礎学力を評価するため、数学、生物、化学等の学力でも選抜します。

・社会人 AO 選抜入学試験

複数回実施する個別面談に基づき、明確な目的意識と学習意欲などを総合的に判断します。

個別面接では社会人としての経験を生かし、他の模範となるような向学心、社会性、計画性などを評価します。小論文では、基礎学力、論理的思考力、課題解決能力などを評価します。

以上のように、単に知識・理解を図るだけでなく、思考力・判断力・表現力等も図ることができる多様な選抜方法を準備し、公正かつ適正に実施している。

授業料、その他入学に必要な経費については、学生募集要項、パンフレット、ホームページおよび学生便覧に記載し、入学希望者、保護者、在学生に向けて明示している。

アドミッション・オフィスの機能として、本学では入試広報センターを設置し、学生募集の企画立案、実施に関する事、入試情報分析に関する事、入学試験の実施に関する事、入学事務手続きに関する事等を行っている。受験等の問い合わせに対しても、同センターが対応している。問い合わせは、電話、ホームページ上の問い合わせフォームによって受け付けており、質問内容に応じて適切に対応している。また、キャンパス見学を随時受け付けており、必要に応じて先方が希望する学科の教員が対応している。さらに進学相談会においては、入試広報センター職員、各学科教員が協力し、受験に関する問い合わせに対応している。

アドミッション・ポリシーは、高校訪問時や、高校教員対象説明会時に説明し、高校教員の意見と、大学が求める人物像とが反映されたものとなっている。今後も引き続き聴取を続け、相互理解を図りながら定期的に見直していく。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

本学は「育てる人物像」として、学科ごとに学習成果を定めている。

食物栄養学科では、学生を主語として「授業を通して何ができるようになったか」を科目の到達目標としてカリキュラム・マップに具体的に示すことで、学習成果の査定の明確化を図っている。これらの到達目標は科目ごとに設定されたものである。おおむね半期で授業終了時、つまり学期単位で達成可能なものになっている。平成 29 年度卒業生において、在籍者 52 名中 51 名 (98.1%) が学位を取得、また資格履修者 49 名中 44 名 (89.8%) が免許を取得していることから、教育課程の学習成果は達成可能であり、一定期間内で獲得可能なものである。策定にあたっては、文部科学省や厚生労働省の提言を念頭に置いていることから、実際的な価値はあるものと判断している。なお、学習成果と各科目の到達目標を関連づけているカリキュラム・マップを通して、教育課程の学習成果は測定可能である。

幼児保育学科では、各授業科目のシラバスに示された到達目標は育てる人物像（学習成果）に対応しており、到達目標に対して、試験、課題、レポート、小テスト、授業内発表、作品など総合的な観点から評価している。学外実習への参加の可否は、専門に必要な知識や技術、生活態度などが一定の段階に達しているか否かで決定され、具体的には学生便覧に明示している学外実習選考基準に達していなければならない。教育課程全体が、学習成果が獲得できるように順次に構成されており、平成 29 年度卒業生は、在籍者 74 名全員が学位を取得し、うち資格履修者 73 名中 70 名 (95.9%) が幼稚園教諭二種免許、資格履修者 72 名中 71 名 (98.6%) が保育士資格を取得していることから幼児保育学科の教育課程の学習成果は達成可能であり、一定期間内で獲得可能であるといえる。

また、音楽分野の授業に「カワイピアノグレード試験」を導入し、2 年次の授業内で学生全員が受験できる体制を整えている。カワイピアノグレード制度は音楽の基礎課程から専門課程までの 16 の段階（レベル）に区分し、レベル毎の「グレード（級）」を設置して年に 2 回グレード試験を実施することで、一定の期間における学習の習熟度・理解度を判定するものである。本学の音楽分野における到達目標は、幼児教育に必要なピアノのレベルをバイエル後半程度としているため、同程度の課題レベルとなる 12 級以上取得が目標となる。平成 29 年度受験者においては、98.6%（12 級取得 22.2%、11 級取得 36.1%、10 級以上 40.3%）の学生が目標級以上を取得している。科目の到達目標と個人レベルに対応したグレードの受験を導入することによって、学習成果を可視化しにくい音楽分野においても、客観的かつ具体的な学習成果の測定が可能となった。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

短期大学では Semester 毎に GPA を算出し、学科会議にて学習成果の獲得状況を確認している。食物栄養学科では、算出された GPA を基に「学習成果獲得状況」を作成し、担当科目の成績評価と GPA とを比較することにより、学生の特性を判断したり、教員の成績評価基準を確認している。また、栄養士実力認定試験では、全国平均と学内の結果を比較し、学習成果の獲得状況を客観的に確認している。幼児保育学科においても、GPA の結果から学生の学習成果を把握し、専攻科福祉専攻への推薦や、個人面談の際には、GPA の低い学生に対してきめ細かに指導を行っている。

質的データとして、学生満足度アンケートや卒業生へのアンケートを実施し、卒業生アンケートについては、平成 28 年度に学習成果の獲得を測る質問項目へ変更し、実施している。しかし、大学として学習成果の評価結果は、公表できていない。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価の取り組みを行っている]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

キャリア支援委員会・キャリア支援センターが中心となり原則として年に一度、卒業後 3 年目にあたる卒業生の就職先および卒業生自身に対し、アンケート調査を実施している。調査した結果は平成 29 年度に集計したものの、学習成果の点検に活用できていない。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

短期大学の性質上難しい部分ではあるが、学習時間確保の観点から、「単位の実質化」に向けて、カリキュラムの見直しや、時間割編成上の工夫が必要である。

学習成果の評価結果を、どのように学内外に公表するかを検討しなければならない。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規定に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効的に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

本学は育てる人物像（学習成果）獲得に向けて、シラバスに示した成績評価基準に基づき、公正かつ厳格に学習成果を評価している。具体的には、シラバスに学期末試験、小テスト、レポートなどを課すことを示し、それらをどのような割合で成績評価に反映させるのかを明記している。これらの内容については授業初回に学生へ周知したうえで、適切に学習成果を評価している。また、学期末試験や追試験、再試験については試験実施要項に基づいて厳格に実施している。これらの試験の実施時期や実施期間については可能なかぎり学習時間が取れるように設定され、学習成果が得られるように配慮している。学習成果の獲得状況は学科会議にてセメスターごとに GPA を確

認することで、適切に把握している。

学生による授業評価については、前・後期の科目（専任教員、非常勤教員全ての教員の科目。一部科目を除く）に対して、「FD ネットワークつばさ」による授業改善アンケートを用いて実施している。授業改善アンケート結果は集計後、教員へフィードバックされ、次回の授業改善へと活かされている。また、学生からの評価結果や自由記述に対する教員のコメント（学生評価への所見や回答、説明、改善計画など）を学生ラウンジにて掲示し、本学の授業改善活動を学生に表明する機会を設けている。さらに、回収方法は学生回収とし、学生評価の信憑性を高めている。

授業内容に関する授業担当者間での意思の疎通、協力・調整について、食物栄養学科では、専任教員間で各科目の到達目標と授業計画を共有し、関係の強い授業間では内容を相互に確認し合い、授業計画に反映させている。その計画は非常勤講師へも配布し、授業計画の際に活用してもらっている。幼児保育学科はオムニバス科目が複数あるため、担当教員間で密に内容の打ち合わせや役割分担を確認し、協力体制を整えながら円滑に実施している。

教員は、入学時に新入生オリエンテーションを行い新入生に対して学生生活全般について説明し、その後、学科ごとに教育目標、取得できる免許・資格、履修方法の説明を行っている。新入生オリエンテーションでは、食物栄養学科では2年生との交流会、幼児保育学科では1年生同士および教員との交流会を実施し、履修相談やレクリエーションの機会を設け、大学生活へ速やかに適応できるようにしている。さらに、学期の開始時には始業ガイダンスを実施し、履修などに関する過去にあった課題や問題を踏まえながら必要な情報発信を心がけ、学生がスムーズに学習に取り組めるよう、そして快適に学生生活を送れるように配慮している。

次に、各学科の各学年にはクラスアドバイザーとして専任教員を配置し、学生の身近な存在の教員として、日頃から相談しやすい環境を整えている。クラスアドバイザーは履修に関することや学生生活上の問題の相談に積極的に対応し、適切な指導・助言を行うとともに、毎月開催している学科会議においても学生の学習態度などについて情報交換を行っている。また、非常勤教員が担当する科目における欠席状況を事務局で集約し、その情報をクラスアドバイザーと共有しながら修学指導にあたっている。学科教員、事務職員、学生相談室の連携・協力により学生の卒業に至るまでの指導や支援体制が十分にできている。

クラスアドバイザー制

[平成 29 年度学生便覧 P.18]

クラスアドバイザー制は、学生生活をより充実させるためのものです。クラスアドバイザーはクラスまたは学年の学生に対して、下記の事項の指導、助言等を行います。

- (1) 履修の方法、成績についての指導・助言
- (2) 諸提出書類についての助言
- (3) 保証人等、家庭への助言
- (4) その他必要と認めた事項についての指導、助言

事務職員は、学生が学習成果の獲得に向け、授業内でどのような指導を受けている

かについて、学期末の授業改善アンケートや、学生の出席状況、学習支援センターにおいて行われている各種のリメディアル講座への参加状況、単位の修得状況などのデータを把握し、間接的に学習成果を認識している。

また、事務職員は授業時間割の調整、各教員に合わせた効果的な教育が実施可能な教室の調整、非常勤教員科目の学生出席状況の把握およびクラスアドバイザーへの報告を通し、学生が学習成果を獲得するための一端を担っている。リメディアル教育においては、参加学生のアンケート情報の収集・分析・改善を繰り返し、教員と職員が協働でプランニングしている。また、教員の補助として教材を用意するほか、各種委員会で担当する業務を行い、学習成果獲得に貢献している。

各学科、専攻科の教育目標については、年度始めに行われる短期大学教員研修会や教授会などにおいて発表される情報を事務職員も把握しており、前年度の目標に対する到達状況や、今後の課題なども含め、教員と同じレベルで教育目的・目標を把握している。各学科内において議論された内容についても、毎月の部局長会議において、事務局各課長・リーダーが報告を受けており、年度途中であっても、状況の把握が可能となっている。

事務職員は、どの部署でも学生の履修や卒業に関わる業務が直接・間接に存在しているため、それらの業務を通じ、学生生活の多くの場面で、学生を支援している。

学生の成績記録は、「学校法人青森田中学園文書管理規程」「文書の種別及び保存年限表」により、適切に保管している。学生原簿（学籍簿）（成績原簿）は永年保存、出席簿・成績評価表など教務関係は 5 年保存であることが明記されている。また、本学の教務システムである「GAKUEN」においても、1997 年度卒業生の情報から電子化し、保存している。

本学で設置している図書館情報センターでは、学生の学習を円滑に進めるための資料整備や図書館内の環境整備を行っている。図書館においては、2名の司書、1名の司書教諭、そのほか学生の学内ワークスタディが交代でカウンター業務、レファレンス業務などの図書館業務全般にあたっており、平日であれば、朝の 8 時 30 分から夜の 21 時まで図書館を開館し、学生の学習向上のためのサポートを行っている。図書館内では、30 台の貸出用のノートパソコンの設置、無線 LAN アクセスポイントの整備、さらに、ラーニング・コモンズスペースを設置している。このスペースでは、学習会話を可能とし、学生同士が教え合う、議論し合う環境を整備し、活発に利用されている。

本学では、情報処理科目を全学科に設置し、必修科目としている。いずれも学内の情報処理演習室で授業を実施し、マイクロソフトワード、エクセル、パワーポイントなどの基本的なソフトウェアの使用法などを受講し、コンピュータリテラシーの向上につなげている。その他、各教員はパワーポイントで授業資料を作成し、プロジェクトにそれらの資料を投影して講義を行っている者も多い。

学内の LAN は、ほぼすべての教室に有線 LAN が、主要な教室には有線に加えて無線 LAN が整備されており、学生は事前に申請することで、主要教室の無線 LAN を無料で利用することができる。なお、この事前申請により、図書館でも無線 LAN を利用

することができる。

また、教員もレポートや各種課題などにおいて、コンピュータでの作成、電子媒体での提出を促しており、特別研究などにおいても、プリントアウトした原稿だけでなく電子データ（レジユメ）も提出することになっている。授業時間外での学習活動を促進するために、図書館での調べ物が必要な課題やコンピュータでレポート作成が必要な課題を課し、Eメールを用いて提出させる科目を設置している。また、学内ポータルサイトを用いて授業資料の配付、授業の連絡、成績開示などを行い、日常的に学生が大学の設備活用やコンピュータを利用するように努めている。

教職員に対しては、1人1台以上のパソコンが配備されており、授業の資料作成から一般的な事務的業務まで、幅広く活用されている。具体的にはシラバス作成、成績入力なども学内ポータルサイトで行われ、学校運営でもコンピュータが活用されている。日常発生する疑問やトラブルには、図書館情報センターの情報処理技術員が個別に対応しており、各教職員の技術向上の一端を担っている。また、新たなシステムや機器が導入された場合には説明会を実施したり、マニュアルを配布したりするなど、教職員の全体的なコンピュータの利用率や利用技術の向上に取り組んでいる。大学の設備の充実に向けて、図書館などの専門職員に対しては、図書館情報センター会議を通じて、設備の充実や利便性を向上させるための意見を教員が出せる環境にもなっている。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果獲得に向けて学習支援を組織的に行っている】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生支援のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択ためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 II-B-2 の現状>

本学は入学手続者に対し、入学までに授業や学生生活についての情報提供を行い、入学前サポートプログラムを実施している。本プログラムは、入学前の数か月で実施する高校での学習を活かした、学習意欲向上や基礎学力定着、また大学生活に対する不安解消、学生の連帯感の形成などを目的としたプログラムである。

スクーリングでは、食物栄養学科では AO 入学予定者向けに「入学前ゼミ」を実施している。AO 選抜入試の出願要件であるミニ講義のテーマを題材とし、教員のきめ細かい指導のもと 2~3 名のグループで自らの発表や討論により主体的に学習を進め、入学前教育の実施に注力するとともに、入学前の不安解消に役立てている。なお、本プログラムで学んだ情報収集の知識や学習成果は、入学後の授業で新入生全体に向けて発表を行っている。幼児保育学科では、グループワークなどを通して入学後に必要な情報収集能力や職業意識の育成、連帯感形成を図っている。通信課題としては、AO 入学予定者向けに「高校の授業レポート」、AO・推薦入学予定者を対象に「文章作成通信課題」や学科の特色に合わせた課題（「理数系科目通信課題」「課題図書レポート」）の提出、添削を行っている。また、学習支援センターでは、これらの課題を基礎とした「入学前学習会」を実施し、さらに幼児保育学科ではピアノレッスンも設け、入学後の学習効率の向上に寄与している。

入学者に対しては、新入生オリエンテーションを 3 日間にわたって実施している。新入生オリエンテーションでは、学生便覧に基づき学生生活、学生支援、施設利用方法、課外活動、履修登録などについて説明している。また、レクリエーション活動などによって新入生と 2 年生および教職員の交流を深め、スムーズに学生生活のスタートを切るための交流会を実施している。

学習成果獲得に向けて取り組んでいる組織的な学習支援として、入学後のオリエンテーションを全体および学科ごとに実施していることが挙げられる。特に履修やカリキュラムに関する説明については学科ごとの綿密なオリエンテーションにて行われている。なかでも、各学科で取得できる資格・免許を活かした専門職については、より具体的な役割や必要な知識と技術を説明している。その内容をもとに各学科の教育目標や資格取得に向けての心得について言及し、学習の動機づけを行っている。そのうえで全体的なカリキュラムの構成や履修の仕組みの説明を行い、主体的な学びにつなげている。入学時以外にも学期ごとにガイダンスを行い、カリキュラムや履修に関する説明を行うとともに、資格に関する各科目の選択についてさらに詳細に説明している。

本学では学生便覧を印刷物として毎年改訂して発行している。学生便覧には各学科の教育目標、学年暦、履修の手引、教育課程表、学生生活の手引などが記載されている。その他、新入生には、充実したキャンパスライフを送ってもらうために、「新入生へのメッセージ」を配布し、キャンパスマナーなどについて周知を図っている。

本学では基礎学力が不足する学生を対象に、数学、化学、生物のリメディアル講座、文章を書く力、読む力を身につけるアカデミック・ライティング講座を開講している。受講は学生の自発的な申し込みによって決定するが、入学時に実施するプレースメン

トテストの成績などから、受講が必要だと思われる学生（受講奨励）には受講を促している。学生が苦手とする内容や講座で取り扱うべき内容は、各学科の授業担当者と協議・検討し、実施している。難易度に関しては、高校において未履修の学生に対しても理解できるように、基本的な内容としている。また、初回と最終回に同程度の小テストを実施し、学生が達成感や受講の意義を認識できるようにしている。講座終了後にはアンケートを実施し、受講した感想や受講しなかった理由などを調査し、次の講座開講に活用している。さらに、入学後の授業の進捗についてこられない学生に対しては、授業担当者が個別指導を行っている。

本学ではクラスアドバイザー制度を活用し、学生の学習上の悩みに対応している。この制度は各学科、各学年にクラスアドバイザーとして教員を3名程度配置し、学生の学習・生活状況を把握しながら必要のある場合に指導や助言を行う体制を築いている。その体制をもとに専任教員や非常勤教員から各科目に関する情報を収集し、クラスアドバイザーが学生の相談・助言にあたっている。直接的な対応はクラスアドバイザーだけに留まらず、学科会議などで共有した情報をもとにそれ以外の専任教員や事務職員も学生からの相談等に適宜対応している。また、学習支援課にも学生相談を担当する教職員が配置されており、クラスアドバイザーと連携を取りながら様々な相談に対応している。さらに、6月に教育懇談会を開催し、様々な悩みに対して早期に対応できる体制を整えており、悩みが深刻になる前段階で保護者・学生と面談することができ、退学率の低下等の高い効果が期待できる。

学習面において進捗の早い学生や優秀学生には、四年制大学などへの編入や進学への指導を個別に行っている。加えて、優秀学生は、卒業前に実施される、資格証明書授与式における代表者や、資格を発行している協会から授与される「会長賞」などに選出している。さらに、特別研究において優秀な学生には学長から優秀賞、準優秀賞、努力賞が贈られ、優秀賞・準優秀賞授与者は表彰と同時に短期大学全学生の前で発表する機会を設けている。

本学では制度としての留学生の受け入れは行っていない。海外留学のプログラムを整備しているが、平成29年度の実績はなかった。留学支援としては、海外留学奨励費制度を設け学生の費用の一部負担や、語学力支援講座として留学生を講師とした語学準備講座、ネイティブスピーカーを講師とした英語力向上講座を開講し、積極的に海外留学の促進を図っている。

これらの学習支援は「学生満足度アンケート」を初めとする各種アンケートから情報を収集し、方策を点検している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を凶っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

本学の学生生活を支援する部門としては、学生生活の中心となる学習に関わる多くの業務を担当し、自治組織である学友会をサポートする「学務委員会」、リメディアル講座や悩み相談の受付窓口として、各種相談業務を担当している「学習支援センター」、学生の寮生活を支援する「学生会館運営委員会」がある。

また、各学科ではクラスアドバイザー制度を設け、各学年に3名程度の教員を配置し、学生生活全般のサポートを行っている。さらに、特別研究担当教員も、担当学生のサポートを行い、学生に対し多様なサポート体制を敷いており、食物栄養学科では、導入教育においてもゼミ形式で実施し、学生生活を支援している。これらの情報は部局長会議や教授会で共有され、各部門間の連携が機能している。

本学では、学務委員会と学習支援課が中心となり、学友会と各種部活動、サークル活動（運動系4団体、文化系3団体）を支援している。青森中央学院大学と共通の部活動・サークル（運動系22団体、文化系25団体）も多く、設置校の垣根を越えて学生同士が交流し、各種の活動を楽しむ様子が学内では見られる。

年1回開催される「学園創立記念行事（運動会）」や「翔麗祭（学園祭）」の企画運営は学友会が中心に行っており、意欲のある多くの学生がさまざまな活動に取り組んでいる。

本学には学生食堂（カフェテリア）が1ヶ所、売店（購買コーナー）が1ヶ所設置されている。近隣にはコンビニエンスストアも存在するが、学生の多くは学内の施設を利用している。上記の施設の他に、学内にはテーブルとイスを数多く設置し（7号館フリースペース80席、2号館学生ラウンジ44席、1号館1階75席）、学生が休み時間や空き時間に自由に談話や学習ができる環境を整えている。

学内には「こぶし会館（女子専用寮）」、「国際交流会館」、「学术交流会館」の3つの学生寮が整備され、宿舎を必要とする学生に提供している。毎月学生会館運営委員会を開催し、各会館の情報交換や学生から積極的に意見聴取し、寮の生活環境の充実に

努めている。アパートの斡旋は行っていないが、学生寮に入寮できなかった学生から要望があった場合には、アパートなどの情報提供を行っている。学生会館では入寮している学生が中心となって、「歓迎会」「体験学習会」「お別れ会」などを企画・実施している。また、学生会館運営委員会は、会館学生の運営をサポートしている。

長期の休業期間を除き、平日は青森駅から本学までスクールバスを運行している。自動車や自転車で通学する学生に対しては、駐車場自治会、駐輪場自治会に加入したうえで、駐車場、駐輪場を提供している。駐車場は、学生用駐車場を3ヶ所設け、十分な駐車スペースを確保している。

経済的理由で学費の納入が困難な学生に対しては、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の各種奨学金、各市町村の奨学金などを案内している。また、銀行の教育ローンの紹介や、株式会社オリエントコーポレーション、株式会社ジャックス、株式会社セディナと教育ローンを提携している。これら教育ローンは、本学ホームページ上でも確認や申込みが可能となっており、利用者に対しては、年度の利息の全部または一部を奨学金として支給する「学校法人青森田中学園教育ローン利子補給奨学金」を実施している。学費分納などについても個別の事情を勘案し柔軟に対応しており、経済的な理由で学業の継続が困難とならないよう、大学全体で学生をサポートしている。

本学は、学習支援センター内に、健康管理室、学生相談室を設け、各種相談業務や体調不良などの学生に対応している。健康管理室には保健師を1名配置し、学生相談室には臨床心理士1名、相談員1名を配置している。臨床心理士は非常勤ではあるが、「学生相談室・健康管理室合同会議」を毎月開催し、連携はとれている。また、相談専用のメールアドレスを設けるなど、学生が相談しやすい体制を整えている。

学生生活に対する学生の意見や要望に関しては、クラスアドバイザーや、特別研究の担当教員などが受け付けているほか、授業改善アンケート、学生満足度アンケート調査、学生会館に関するアンケート調査、青森中央短期大学イメージ調査によって、学生の本学に対する要望全般を把握し、問題の改善に努めている。

留学生の受け入れについては、現時点で、本学では制度としての受け入れを行っていない。今後、本学でも留学生を受け入れることになった場合、青森中央学院大学の日本語教育及び生活支援と同様の体制を整える必要がある。

本学では、社会人学生受け入れのための入学試験制度を設けているが、平成29年度入学者の受け入れ実績はなかった。しかし、社会人学生を受け入れた場合は、高等学校卒業後にすぐ入学してくる学生と年齢の差があるものの、区別することなく、クラスアドバイザーや特別研究担当教員および学習支援センター職員が中心となり、支援を行っている。

障がいのある学生を受け入れるための施設整備や支援体制において、学内の各棟にはスロープが設けられ、車いすでの通行が可能となっており、入口はバリアフリー化されている。また、障害者差別解消法による「合理的配慮」についてFD研修を開催するなど、組織的に支援体制を整える努力をしている。

長期履修生の受け入れについては、現状、本学では制度として設けていない。しか

しながら「単位従量」や「科目等履修」の制度を整備しており、経済面から長期にわたって履修できる環境を整えている。

学生の社会的活動では、食物栄養学科はイトーヨーカドー、青森県農林水産部総合販売戦略課と連携し、青森県の「ふるさと産品消費者県民運動」の取り組みの一環として本学学生が企画したお弁当「中短生が伝える青森の味！彩り弁当」が完成し、青森県内イトーヨーカ堂4店舗で販売した。この取り組みは、平成24年から6年連続で取り組んでいる。幼児保育学科とJAF（日本自動車連盟）とが連携したドレミ交通安全サークルは、市内3箇所の幼稚園で園児対象の交通安全教室を開催している。保育技術を活かした表現で、交通ルールを守り、自分の命を大切に、交通事故に合わないよう、子どもにわかりやすく楽しいパフォーマンスで伝えている。ビオトープサークルは、青森市主催の「青森市環境フェア」に参画し、サークル自作の絵本をもとに、来場した親子30組に読み聞かせ等を実施した。本サークルは、これらのサークル活動、幼稚園と連携した自然教育活動が評価され、「全国学校・園庭ビオトープコンクール2017」にて上位5賞の1つであるドイツ大使館賞を受賞している。音楽レクリエーションの研究と外部活動を行う音レクサークルは、保育関連施設、グループホームなどの高齢者福祉施設や一般向けに楽しい音楽レクリエーションを提供し、地域の方々の健康や交流の場となるよう、平成29年度は地域の公民館などで4回活動した。

ボランティア活動では、本学の特色として、主に幼児保育学科の学生を中心とした障がい児の運動あそびを提供するセルクルサークル、障がい児・者のサッカーをサポートするSSSサークルがある。平成29年度において、セルクルサークルは3回運動あそび教室を実施し、障害のある子ども達に、のびのびと身体を動かす機会や環境を提供した。また、SSSサークルは、青森市だけではなく、その他の地域で行われる障がい児・者を対象としたサッカー教室にも複数回にわたり積極的に参加した。また、前述のビオトープサークルは、毎年、春と秋の2回開催されている「あずましの水辺（管理：NEXCO 東日本）」の清掃活動にプロジェクトとして定例で参加し、自然環境を整備するとともに、知識と・技術を学ぶことで本学のビオトープに生かされている。さらに幼児保育学科では、地域の幼稚園や保育園、老人保健施設等で行われる行事にボランティアとして積極的に参加して地域貢献を果たしている。

これらの学生の社会的活動（地域活動・地域貢献・ボランティア活動など）は、入学・卒業時の学長式辞やオリエンテーション時の学長講話、各種メディア、学内の広報活動、オープンキャンパスで積極的に取り上げ、学生の活躍を学内外に公表している。しかし、現時点では活動の単位認定や学生表彰などの具体的な評価は行っていない。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。

- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学・留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

本学では、求人情報を集約し効果的な就職支援を行うため法人組織として設置しているキャリア支援センター、ならびに教職員で構成されるキャリア支援委員会を組織し、幅広く学生の就職活動を支援している。キャリア支援センターは学生の就職相談窓口であり、その利用方法や利用上の注意点について、学生便覧、ならびに学生に配布する「就活“ふやせる”ガイドブック」を本学ホームページに掲載し、全学生に周知している。キャリア支援センター職員は、個々の学生に対するキャリアカウンセリング、面接指導、履歴書添削などを行い、学生の入学時から卒業後の進路選択までの各段階に応じ、きめ細やかな相談・助言を行っている。キャリア支援センター内では、過去の求人情報や卒業生の就職活動報告、就職関連の書籍・資料を閲覧できるよう整備・管理されており、さらに学生が積極的に就職活動に関する情報を入手できるよう、パソコン・プリンタ各3台を設置している。

また、教員とキャリア支援センター職員から構成されているキャリア支援委員会では、毎月会議を開催し、求人動向や学生の就職活動状況に関する事項、キャリア科目における学生全体の意識や進路希望の動向に関する事項、就職活動を支援するためのツールやセミナー運営に関する事項、その他本委員会が必要と認めた事項の現状把握と問題解決に努めている。学科ごとの教員による進路支援は、学科のキャリア支援委員および各学科・学年ごとに配置されるクラスアドバイザーとの連携で行われる。学習状況、資格取得、学生生活などとともに、進路についても情報を共有し、学生に対しきめ細やかに支援を行っている。

キャリア支援センターでは、各学科の意向や学生の就職活動の時期を考慮し、就職支援セミナーや公務員受験対策講座などを開講している。就職支援セミナーについては、シリーズ化し各学科の学習進度状況や、学科に必要な時期に合わせて実施している。講師はセミナーの講座内容に応じ、キャリア支援センター職員や外部講師を招いている。講座内容は四つに大別され、①自己理解・自己分析を中心としたもの、②基礎学力・筆記試験の実力確認を目的とした模擬試験、③ビジネスマナー、スタイリング、メイクなどを含めた実践講座、④就職活動報告の学内ポータルサイト入力・点検に伴うサポートを、就職活動の時期とキャリア科目の進行状況とのバランスを考慮し、計画・運営している。

平成29年度のキャリア支援センターが主体的に行った講座やガイダンスは、次のとおりである。

【平成 29 年度就職支援セミナー 一覧】

＜食物栄養学科＞

No	日付	内容	講師
1	4月4日	面接のマナーと美しい立ち居振舞い	ジョブカフェあおもり
2	4月5日	就職メイクと第一印象	資生堂、スタジオコロパ
3	5月30日	生涯設計	ジョブカフェあおもり
4	6月27日	専門職としての福祉職への理解	青森県福祉人材センター
5	7月24日	就職活動報告をしよう①	キャリア支援センター職員
6	9月30日	幼稚園・保育園合同説明会	キャリア支援センター職員
7	12月12日	職業人としての心構え ー学生から社会人へー	ジョブカフェあおもり
8	1月15日	就職活動報告をしよう②	キャリア支援センター職員
9	1月16日	学内企業セミナー事前指導 実践マナー講習 ー就職相談会での立ち居振舞いー	キャリア支援センター職員 講師：中村美穂子様

＜幼児保育学科＞

No	日付	内容	講師
1	7月7日	求人票の見方を学ぶ	ジョブカフェあおもり
2	9月22日	履歴書の書き方、就職活動報告をしよう	キャリア支援センター職員
3	9月30日	幼稚園・保育園合同説明会	キャリア支援センター
4	10月4日	面接のポイント①	ジョブカフェあおもり
5	10月11日	面接のポイント②	ジョブカフェあおもり
6	11月10日	支援センターの利用について	青森県社会福祉協議会 青森県保育士・保育所支援センター
7	1月12日	ライフプランニング①	講師：宿野部志穂様
8	1月19日	就職活動報告をしよう	キャリア支援センター職員

食物栄養学では、1年次を対象とした学内企業セミナーを3月1日に実施しており、主に栄養士関連企業に参加してもらい、企業就職説明会を実施している。アンケート結果では、参加学生の93%は「大変有意義であった」、7%が「どちらかといえば有意義であった」と回答している。さらに、学生はこれらの説明を受けて、企業研究や積極性、自己アピールの必要性などを感じ、学生一人ひとりが「何が足りないのか」を気づく機会にもなっており、就職に対する姿勢・考え方が変化することで、就職率の向上につながっているものと評価している。

幼児保育学科では、平成27年度より「幼稚園・保育園合同説明会」を毎年実施している（平成29年度は9月30日）。園担当者からは、園の方針や求める人材等が説明さ

れ、学生アンケート結果からは、「保育園への就職が前向きになった」「園ごとのねらいや目標を知り、それぞれの違いを比較できた」「今後の励みになった」等の前向きな意見が多数であった。また、この説明会で青森県に就職したいと考えた学生は、回答者 64 名中 40 名（62.5%）であり、地元定着を推進している観点からも、効果は高いと考えている。また、COC+事業の一環として「地域に根付く保育者育成と採用を考えるシンポジウム」を開催した。地元で学んだ学生が地元採用され、キャリアを積み上げ定着できるために、どのような取り組みが必要かについて、県内の保育園・幼稚園・こども園関係者とともに考える機会を設けた。

本学では、キャリア科目「キャリアプランニングⅠ（演習 1 単位）」15 コマ、「キャリアプランニングⅡ（演習 1 単位）」15 コマをコモンベーシックスの卒業必修科目として全学科で開講している。学科の特性や進路を踏まえ、働くことの意義、自己理解・自己分析、職業理解、キャリア形成をカリキュラム化したものである。これは上表のキャリア支援センターが行う「就職支援セミナー」と、時期を連係させている。

就職の状況については、各学科会議で就職状況を確認し、検討課題について議論している。毎月の就職状況などは、部局長会議や教授会などでも報告し、状況を確認するとともに、月々の就職状況を始めとする蓄積されたデータを年度末に分析・検討し、次年度の就職支援に活用している。また、就職状況の具体的な数値や求人動向については、学科ごとに前期・後期当初ならびに期末ガイダンスにおいて学生に周知している。さらに、過去の受験報告については、既卒学生がポータルサイト上に残した就職活動報告メモ（匿名）を、学生・教職員ともに閲覧することが可能であり、受験時や個別相談時に活用している。

進学・編入学に対する支援は、クラスアドバイザーをはじめとする学科ごとの教員が、学習支援センターと連携をとりながら行っている。食物栄養学科では、管理栄養士課程の四年制大学への編入学試験を受験した学生または卒業生を、また、幼児保育学科では生涯にわたるキャリア形成を優位にするためにも、専攻科福祉専攻へ内部進学をした卒業生を、キャリア科目の講師として招き、進路選択とキャリア形成の一助としている。また、短期大学等の専攻科へ進学または、四年制大学へ編入学する学生に対しては「上級学校への進学者に対する奨学金給付規程」により、経済的支援も実施している。さらに、本学幼児保育学科卒業生が本学専攻科福祉専攻に入学する学生に対しては、入学金を免除している。

留学について、平成 29 年度は希望者がいないものの、今後留学を希望する学生がいるときには、国際交流課職員が留学のための各種手続きなど、留学前後の支援を行うとともに、短期大学としては、経済的支援制度である「青森田中学園海外留学奨励費（給付奨学金）」も整備している。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

全科目に対して授業改善アンケートを実施する事で学生に『アンケート疲れ』が生じている。

「英語」「情報処理」の科目に対して、進度の遅い学生に合わせて授業展開している

現状から、進度の速い学生のスキルをさらに伸ばすことが難しい。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特記事項なし

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

学習成果のアセスメントについては、到達目標が適切に設定されているか、カリキュラム・マップと照らし合わせ点検し、FD 研修会にてカリキュラム・マップと到達目標の関連について取り上げた。

「就職先向けアンケート」「卒業生向けアンケート」について、キャリア支援委員会での運営体制を整え、計画性を持って委員会を遂行している。

非常勤講師対象説明会に参加できなかった教員に対しての説明は、日程を調整し、個別に説明する時間を設け、全教員へ周知することができた。

食物栄養学科のリメディアル講座については、受講生に対して実施したアンケートを集計し、受講するメリットを整理し、次年度以降のリメディアル講座の募集の際に活用している。

留学生の派遣については、魅力ある海外留学プログラムの発信と、更なる環境の整備に努めている。

学生の社会的活動に対しては、平成 30 年度実施に向けて表彰規程を整備することとしていたが、未整備の状態である。

キャリア支援委員会・キャリア支援センターを中心に、学習成果の点検のため「就職先向けアンケート」の実施目的と質問項目、内容が学習成果に対応しているかの見直しを行った。また、学生がポータルサイトに自身の活動状況・活動報告を入力するなど積極的に利用するよう呼びかけや指導を継続している。さらに地域に密着した短大における地域貢献の一つとして、本学卒業生の自県内就職率などの現状分析を行う。就職先・卒業生に対し、早期離職者が発生した場合の状況をできる限り聴取することで、地元定着につながる進路支援体制の充実を図る。

「入学前サポートプログラム」「入学前学習会」の担当者間および学科内で振り返りを行い、入学前から入学後につなげるための学習内容の質を高めている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

授業改善アンケートの『アンケート疲れ』を解消する事、またそれによるアンケートの信憑性を高めることを目的に、教員につき原則 1 科目のみのアンケート実施としていく。なお、その他の科目に対する意見も吸い上げることができるよう、「授業に対する意見箱」を校内に設置する。

「英語」「情報処理」の科目に関して、習熟度別クラスを編成し、進度の違いによる学習意欲の低下を防ぐ。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編成している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育業績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1の現状>

本学では、以下のように教員組織が編成されており、その専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。なお、看護学科に関しては、平成26年度より青森中央短期大学看護学科から青森中央学院大学看護学部看護学科へ改組転換したため以下の数字となり、看護学部教員が兼任で短期大学生の指導にあっている。

【青森中央短期大学専任教員表（平成29年5月1日現在）】

学科・専攻名 (専攻科を含む)	専任教員数					設置基準 で定める 教員数 (イ)	短期大学全体 の入学定員に 応じて定める 専任教員数 (ロ)	設置基準 で定める 教授数	助 手	非 常 勤 講 師	備 考
	教 授	准 教 授	講 師	助 教	計						
食物栄養学科	5	1	5	1	12	5		2	4	29	家政関係
幼児保育学科	4	3	5	1	13	8		3	0	20	教育学・保 育学関係
看護学科	0	0	2	0	2						看護関係
(小計)	9	4	12	2	27	13		5	4		
短期大学全体 の入学定員に 応じて定める専任教員 数(ロ)							4	2			
合計	9	4	12	2	27	17		7	4		

本学専任教員の年齢構成は、平均年齢で教授 62.0 歳、准教授 41.0 歳、講師 44.1 歳、助教 33.5 歳となっている。学科別においても次表のように推移しており、問題なく組織されている。

【年齢別教員数（平成 29 年 5 月 1 日現在）】

大学名	学部学科	～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 69 歳	70 歳 以上
青森中央短期大学	食物栄養学科	—	2	3	2	3	2
	幼児保育学科	—	3	5	1	4	—
	看護学科	—	—	1	1	—	—

本学では教員の採用時には、学位、教育実績、研究業績などの確認に必要な書類、証明書などの提出を求めており、それらを厳正に確認した上で採用している。その過程において、設置基準を充足していることを確認している。

【教員の保有学位または職務上の実績等（平成 29 年 5 月 1 日現在）】

氏名	学位	職務上の実績等	
食物 栄養 学科	久保 薫	家政学修士	学長、教授、管理栄養士
	久保 富男	教育学士	教授、学生相談室長、元青森市教育委員会理事
	村上 謙藏	文学修士	教授、元青森県立高等学校長
	棟方 秀和	修士（理学）	教授、食物栄養学科長
	宮田 篤	文学修士	教授
	清澤 朋子	修士（農学生命科学）	准教授
	舩澤 正博		講師、管理栄養士
	木村 亜希子	修士（地域福祉学）	講師
	池田 友子	家政学学士	講師、管理栄養士、元青森県栄養士会副会長
	浜中 幸美		講師、管理栄養士
	森山 洋美		講師、管理栄養士
	本間 維	修士（情報学）	助教
	白取 敏江	準学士	助手、管理栄養士
	辻村 明子	学士（家政学）	助手、管理栄養士
	外崎 秀香	修士（農学生命科学）	助手
千葉 綾乃	修士（健康科学）	助手、管理栄養士	
幼児 保育 学科	大沢 陽子	体育学士	教授、幼児保育学科長
	石田 憲久	経済学学士	教授、学校法人青森田中学園理事長
	大橋 誠	教育学士	教授、元小学校校長
	前田 美樹	教育学修士	教授
	清多 英羽	修士（教育学）	准教授、幼児保育学科学科長補佐
	時本 英知	修士（社会福祉学）	准教授
	鈴木 寛康	修士（体育学）	准教授

	木村 貴子	修士（教育学）	講師
	松浦 淳	修士（教育情報学）	講師
	鹿内 律子		講師、看護師
	伊藤 弓月	修士（社会福祉学）	講師
	立崎 博則	修士（美術学）	講師
	吉川 直人	修士（社会福祉学）	助教
看護	石岡 桂子	学士（家政学）	講師、看護師、助産師、精神保健福祉士
	菊池 美智子	修士（看護学）	講師、看護師、保健師

栄養士養成施設、保育士養成施設、教員免許課程、本学で取得可能な資格の養成施設に必要な教員についても、それらの設置基準に定める必要な教員数を配置しており、それぞれの設置申請書、東北厚生局が定める報告書において確認している。

また、専任教員の配置は学科の教育課程の編成・実施の方針に基づき適正に配置され、非常勤教員についても、本学「学校法人青森田中学園非常勤教員規程」に基づいて採用し、保有学位や教育実績などを勘案しながら、それぞれの学科に適切に配置している。

補助教員については、教育課程上、補助教員を必要とする科目を編成していないため、配置していない。

教員の採用、昇任は「青森中央短期大学教員選考規程」に基づき、厳正な審査の基に行われている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

本学の専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、その他）の成果は、公開されている研究業績や、毎年刊行されている研究紀要から、学生の学び、教育実践に十分に還元されていることがうかがえることから、教育課程編成・実施の方針に基づき行っている。各専任教員は論文発表、学会発表、学会活動、その他国際会議の出席などについて、毎年研究活動の計画および活動報告を行っている。教員の研究活動は、本学ホームページで随時閲覧確認できる形をとっており、各専任教員の研究・教育業績の記録を効率的に確認かつ公開できるよう、「research map」を導入している。

外部資金獲得については、科研費説明会への委員長および事務局担当者の派遣や、併設の青森中央学院大学と共催で「科研費公募要領等学内説明会（9/14、9/20）」を実施し、外部資金獲得の支援を行っている。平成 29 年度は 2 件申請したが、採択件数は 0 件であった。

専任教員の研究活動については、青森中央短期大学「研究費等の取扱いに関する規程」、「個人研究費規程」に加え、「青森中央短期大学研究倫理指針」、「青森中央短期大学『人を対象とする研究倫理』ガイドライン」、「研究倫理審査部会運営要領」、「研究倫理 Q&A」に基づいて行われている。また、研究者行動規範教育は、e-ラーニングにより研究費を支給される全教員に義務づけ、充実が図られている。さらに、専任教員のより一層の教育研究活動の推進を図るため、学内の複数の教員による共同研究、テーマの明確な特定の研究活動ならびに研究成果の公表について助成を行うことを目的とした「共通研究費」も運用しており、平成 29 年度は 1 件申請し、採択されている。これらは、ホームページや学内教員への配布、会議での趣旨説明を通じて研究倫理に関して周知している。

研究成果を発表する場として「青森中央短期大学研究紀要」を年 1 回発行し、平成 29 年度は 14 本の研究が投稿された。また、教員の研究スキル・意欲向上を目的とした併設の青森中央学院大学主催学術懇談会では、平成 29 年度は計 8 回開催され、うち 1 件は本学教員が成果発表をしている。

専任教員の研究室は、助教以上の教員に配置しており、食物栄養学科、幼児保育学科教員は 2 号館 2～4 階、看護学科教員は 7 号館 6 階にそれぞれ配置している。また、食物栄養学科助手室は 1 号館 1 階、幼児保育学科助手室は 2 号館 3 階にそれぞれ配置し、さらに学科の打ち合わせ用として 2 号館 4 階にミーティングルームを配置し、有効利用している。

研究・研修時間の確保を目的として、専任教員には週に 1 日の研修日を設け、研究や自己研鑽の時間にあてている。夏期や冬期の長期休業期間には、各学科から交代で 1 名の日直を務めてもらう以外は、研究・研修の時間にあてている。また、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席に関しては、学長が必要と認めた場合には、それぞれの事情に合わせて柔軟に対応を行っている。

FD 活動について本学は教育開発・研究支援委員会が中心となって実施し、「教育開発・研究支援委員会規程」に基づき FD 活動を実施している。平成 29 年度は大学全体で 1 回、青森中央学院大学青森明の星短期大学との共同 FD 研修会を 1 回開催し、授

業・教育方法の改善を行っている。このほか、各学科においても教育上の課題を共有し、理解を深めるFD研修会を実施しており、いずれのFD活動とも高い参加率を維持している。

【平成29年度FD研修会一覧】

	内容	日程	参加人数
平成29年度 青森中央短期大学 第1回FD研修会	学習成果と到達目標	平成29年10月5日	教職員30名
平成29年度 共同FD研修会	協同学習でつくるアクティ ブ・ラーニング	平成30年2月28日	教職員43名

これらの学習成果を向上させるための各活動が分断的にならないよう、青森中央短期大学では各部門の長を中心に部局長会議を設置し、各委員会活動の情報共有や活動調整を実施しており、各部門の連携を推進する場にもなっている。また、FD活動の関連情報は、FDメールマガジン「青森中央短期大学FD・SDだより」を随時発行しており、学内で共有している。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 事務組織の責任体制が明確である
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状

本学では事務の効率化を目的として、同じキャンパス内にあり校舎を共用する青森中央学院大学と事務組織を一元化している。事務組織は教育研究を支援するため「学校法人青森田中学園組織規程」で定められた組織で構成されており、業務内容も規程に明記され責任体制が明確化されている。事務職員の所属に関しては、会計処理、補助金申請上、在籍学生数に応じて次表のとおり区分しているが、実質的には業務上の分担は行っていない。ただし、教務を担当する学務課だけは、教育活動の専門性を考

慮し、主担当を短期大学と四年制大学に定めている。各職員の本学における勤務経歴や適性により、各課の業務内容や目的に応じて適切に配置している。また、毎年学内外で開催される研修会やシンポジウム、フォーラムなどのイベントに参加することにより、それぞれの担当分野における知識や技能の更なる充実に努めている。

【職員に関する事項（平成 29 年 5 月 1 日現在 単位：人）】

区分	青森中央短期大学	青森中央学院大学 (併設)	青森中央学院大学 地域マネジメント研究所 (併設)
専任職員	21	49	1

本部棟 1 階の本部事務局に総務課、学務課、国際交流課、教育開発推進課、研究支援・地域連携課が集約されており、同 1 階には入試広報課も配置されている。キャリア支援課は、求人票の掲示スペースや就職に関する個別相談に対応する関係上、7 号館 1 階に配置され、業務にあたっている。学習支援課は、学習相談・学生生活相談・健康相談等、悩みを抱える学生が足を運び、十分なケアができる環境を整えるため、学生相談室と健康管理室を並列で 7 号館 1 階に配置している。

全ての職員は、専用の PC を所有しており、情報機器の割り当ては適切に行われている。また、それぞれの担当業務に必要な備品を配備しており、不足などが生じた場合には、適宜補充している。

防災対策については、「学校法人青森田中学園危機管理規程」、「学校法人青森田中学園防災規程」、「危機管理マニュアル」を定め、万が一の事態に備えている。「危機管理マニュアル」は、ホームページに掲載し、教職員へ周知している。また、本学園では自衛消防団が組織されており、理事長・学長を隊長とし、全設置校の教職員が「救護班」「消火班」「避難誘導班」「搬出班」「指揮連絡班」の 5 班にそれぞれ配置されている。災害が発生した場合は速やかに動けるよう、配置および役割は、年度初めの学園研修会で確認している。

情報セキュリティについては、「情報セキュリティポリシー」に基づいて各事務局員が使用する PC にアンチウイルスソフト（AVG アンチウイルス）を必ずインストールし、サーバでウイルス定義ファイルの更新状況や検知状況を把握できる体制を整えている。このほか、ファイアウォールの構築や、メールサーバでのウイルスチェックなども併用している。

平成 29 年度の事務局全体の SD 活動は、「青森中央学院大学・青森中央短期大学職員像」および「SD マップ」に基づき年 3 回開催し、「学校法人青森田中学園 SD 活動規程」に則った適切な SD 活動を展開できている。

第 1 回目は、社会人マナー（特に、電話応対時の言葉遣い、敬語の使い方、好感が持てる話し方等）に関して、全職員が共通理解を持ち、必要なスキルを身につけたうえで、統一された対応をすることによって、業務の効率化と組織としてのリスクマネジメントを実現することを目的とした研修を実施した。第 2 回目は、前期 SD 研修会のリマインド、そして 前期 SD 研修を踏まえた上で検討できなかった事前課題について

てグループワークを行い情報共有及び学生対応における意識統一を行った。さらに、管理職者向け SD 研修会では、様々な場面の「ファシリテーション」を通じて、当事者に気づきを与える研修を実施した。

【平成 29 年度 SD 研修会一覧】

	内容	日程	参加人数
平成 29 年度 第 1 回事務局合同 SD 研修会	「あらためて社会人マナーを見直そう」 インソース株式会社	平成 29 年 8 月 29 日	職員 47 名
平成 29 年度 第 2 回事務局合同 SD 研修会	学生第一の対応とは ～職員が行う教育・指導・サービスの観点から～	平成 29 年 12 月 28 日	職員 41 名
平成 29 年度 第 1 回事務局管理 職 SD 研修会	「ファシリテーション」 講師：愛媛大学 講師 阿部 光伸 氏	平成 30 年 2 月 27 日	職員 15 名

また、原則月 1 回、就業時間外に自主 SD 勉強会を開催している（繁忙期を除く）。平成 29 年度は職員による全 9 回 13 タイトルの発表があり、通常の勤務時間内では中々知り得ない他課に関する情報や、事務職員として共有したい出張報告等の情報を伝達し、知識の向上だけでなく、プレゼンテーション能力やディスカッション能力の向上も期待され、参加職員のレベルアップの一端を担っている。

事務局長は、日常的な業務の見直しや改善について、年度始めの事務局の事業計画などとあわせて全職員に周知しているほか、課長・リーダー会議においても、随時業務についての改善を求め、各課が実行している。この会議は各部署が情報を交換し、連携を深め、協力して円滑な学校運営を行うために機能しており、学習成果向上に貢献している。また、毎朝実施されている各課長間の業務調整は、職員朝礼とあわせ、事務局全体が情報を共有し有機的に活動するための役割を果たしている。

〔区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業については「学校法人青森田中学園職員就業規則」に基づいて適正に管理されており、1 週当たりの就業時間は 40 時間と定められている。

教育職員に対しては、週 1 日の研修日が設けられるように時間割上の配慮がなされているほか、学生の長期休業期間中には業務に支障のない範囲で研修期間が設けられ

ており、就業規則上も自宅研修を認めている。

事務職員の勤務は就業規則により「1ヶ月単位の変形労働時間制」となっており、オープンキャンパス、入試業務などによる土・日曜日出勤に対応できる体制になっている。また、学生の学習環境向上のために、図書館の開館時間延長（午後9時まで）や課外の学習指導に対処するため、始業時間を遅らせるなど柔軟な勤務時間を就業規則に明記するなど、適正に管理している。

職員就業規則は学内専用イントラネットスペースで閲覧が可能で、教職員に周知されている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

現在SD研修会は、事務職員のみ参加に留まっているため、全教職員に向けた研修、や、教員に向けたSD研修が必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障害者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

校地面積については、短期大学設置基準を充足している。短期大設置基準第 30 条の定めるところにより、校地の基準面積は 3,200 m²、校舎の面積は、短期大学設置基準第 31 条に定めるところにより、基準面積は 4,800 m²となっている。いずれにおいても、短期大学設置基準の規定を充足している。

運動場については、併設の青森中央学院大学と共用で、体育館、柔道場、陸上競技場、サッカー場、野球場、テニスコート、ハンドボール場を設置しており、総合運動場の面積としては 81,713 m²である。

また、部活・サークル活動が近年活発になっており、現在の体育館に加え、新たな体育館の建設計画と同時に屋内練習場の新設も平成 30 年度完成に向けて計画している。

【校舎・校地一覧表（平成 29 年 5 月 1 日現在）】

校地等 (m²)

校地等	区分	専用 (m ²)	共用 (m ²)	共用する 他の学校 等の専用 (m ²)	計 (m ²)	基準面積 (m ²) [注]	在学生一 人当たり の面積 (m ²)	備考(共有 の状況等)
	校舎敷地	0	44,043	0	44,043	3,200 ※1	103.7 ※2	青森中央 学院大学 と 共用
運動場用地	0	81,713	0	81,713				
小計	0	125,756	0	125,756				
その他	0	1,423	0	1,423				
合計	0	127,179	0	127,179				

[注] 短期大学設置基準上必要な面積

※1 校地基準面積：短期大学設置基準第 30 条より、学生定員上の一人当たり 10 m²として算定した面積
 食 1[60 名]+食 2[60 名]+幼 1[100 名]+幼 2[100 名]=320 名 320 名×10 m²=3,200 m²

※2 青森中央短期大学生 287 名+青森中央学院大学生 939 名=1,226 名 127,179 m²÷1,171 名=103.7 m²

校舎 (m²)

区分	専用 (m ²)	共用 (m ²)	共用する他の学校等の 専用 (m ²)	計 (m ²)	基準面積 (m ²) [注]	備考 (共有の状況等)
校舎	3,099	14,114	7,057	24,270	4,800	青森中央学院大学と 共用

[注] □ 基準面積 (m²) = 短期大学設置基準上必要な面積

校地と校舎は、いずれもバリアフリーへの対応がなされており、各棟の入口にはスロープが設けられている。暖房・冷房の設備も含めて、教育環境の整備が行われている。

各学科・専攻科の教育課程編成・実施の方針に基づいて実施される授業を行う講義室などは各校舎に整備されており、講義室 22 室、演習室 7 室、実験実習室 13 室、情報処理演習室 3 室を整備している。

上述の各講義室などには、講義に必要な機器が厚生労働省管轄の栄養士養成課程、保育士養成課程に必要とされる基準を充足する形で整備されており、主要な教室にはスクリーン、プロジェクタが設置され、パワーポイントによる講義も実施可能である。さらに、3 室ある情報処理室には、合計 160 台の学生用 PC が設置されている。

また、地域の自然を学べる生きた教材である「ビオトープ」が学内に設置されており、「センス・オブ・ワンダー」をコンセプトに、授業への活用・学生生活動への活用・保育への活用・地域への活用を 4 つの柱とし、新たに発足したビオトープサークルが中心となり、有効的に活用している。

学習資源センターとしての役割は、本学の場合図書館が果たしており、図書館の面積は、2,138 m²である。ラーニング・コモンズを含めた本学の図書館は、閲覧席 355 席、104,000 冊が収納可能な設備を有している。学園で保有している蔵書数は 93,962 冊（うち和書 88,642 冊、洋書 5,320 冊）である。雑誌受入タイトル数は 207 誌で、うち和雑誌が 149 誌、洋雑誌が 58 誌である。このほか、映像資料を 1,586 点整備している。短期大学として所有している図書の状態などは下記の通りである。

【青森中央短期大学図書状況一覧（平成 29 年 5 月 1 日現在）】

学科・専攻課程	図書	学術雑誌		視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
	[うち外国書] (冊)	[うち外国書] (種)	電子ジャーナル [うち外国書]			
食物栄養学科	3,674[0]	19[2]	3[3]	75		
幼児保育学科	7,159[17]	23[2]	0[0]	96		
専攻科福祉専攻	374[0]	9[0]	0[0]	26		

図書館では、「青森中央学院大学・青森中央短期大学図書館 資料収集方針」および「図書館資料廃棄に関する内規」に則り、資料の収集および廃棄を行っている。収集については、教員選定を毎年前学期に実施し、学科の特性をふまえた図書の収集を行っているほか、学生リクエスト図書も随時受け付けており、学生の希望した図書が購入できるシステムを整備している。

本学では体育館（瑞力館）を整備しており、その面積は 2,325 m²である。短期大学の体育館の主な用途は、入学式・卒業式等諸行事のほか、幼児保育学科の体育実技系の科目およびサークルなどが使用している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

固定資産及び物品の管理については「学校法人青森田中学園固定資産及び物品管理規程」により、電気設備点検、消防設備点検、エレベーター設備点検、ガス点検、給水設備点検、水道水質検査など、適正に定期点検を実施し、施設設備、物品を維持管理している。

本学は火災・地震対策として「危機管理規程」「防災規程」、「危機管理マニュアル」などの諸規程を整備し、避難訓練を年に1回実施している（平成29年6月29日）。この避難訓練では、避難経路や教職員の役割を確認するとともに、学園の全教職員および学生などが避難場所に避難後、専門業者による消火器を使った消火指導も実施している。また、キャンパス内にある3つの学生寮においても、それぞれ年に1回避難訓練を実施し、日頃から学生・教職員の災害に対する危機意識を高め、維持するよう努めている。非常食などの備蓄品については段階的に購入を進め、1,800食（寮生が3日間過ごすことのできる数量）を備えている。また、平成28年度に1号館の耐震工事が完了したことで、キャンパス内のすべての建物が耐震基準をクリアしている。

危機管理マニュアルには「事象別危機管理マニュアル」が含まれ、地震、風水害、火災発生、事件・事故、交通事故発生、不審者、感染症発生、新型インフルエンザ、盗難・破損発生、犯罪発生時などの緊急時の具体的な対応が示されている。

平成28年度より、青森市と「災害時における避難所等としての施設使用に関する協定」を締結し、地震などの災害時に本学3号館（瑞力館）と9号館（学術交流会館）

と総合グラウンド、サブグラウンドを避難場所および避難所として運用できるよう、青森中央学院大学、青森中央短期大学を設置する学校法人青森田中学園と青森市が協定を結び、避難所として 760 名の市民を収容することが可能となっている。

コンピュータのセキュリティ対策としては、「情報セキュリティポリシー」に基づき、サーバのレベルで外部からの不正な侵入を防ぐファイアウォールを設けている。電子メールについても、スパムメールやウイルスメールの対策としてサーバレベルで検知・対応を行っている。

各クライアント PC には、アンチウイルスソフト (AVG) の導入を義務づけ、図書館情報センターの職員がサーバでウイルス定義ファイルの更新状況などを含めて監視している。

教職員の ID・パスワードについては、図書館情報センターの限られた職員しかアクセスできないよう管理されており、外部漏えいの可能性を極力抑制するよう努めている。

省エネルギー対策として、キャンパス内の LED 化が完了し、廊下・ホールなどに人感センサーを設置しているほか、各照明スイッチに節電に対する啓蒙シールを貼付など、教職員に対する意識づけをしている。その他、冷暖房の温度設定、本部棟および 7 号館のエレベーター使用頻度により 2 基のうち 1 基の停止、6 月から 9 月までのクールビズ実施などを行い、消費エネルギーを抑えるよう努めている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

省エネルギー対策と、学生サービスの線引きが難しい。学生満足度アンケートより、エレベーターを 2 基稼働させてほしいことの要望が多く見受けられる。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学では、教育課程編成・実施の方針に基づき、学習成果獲得のための情報処理教育を実施している。情報処理棟である 5 号館には専門職員を配置し、学園全体の設備・システムの保守業務をはじめ、学生のパソコン利用環境の整備や操作指導の支援にあたっている。

5 号館にある演習室のハードウェア・ソフトウェアについては、定期的に更新を行っており、向上・充実を図っている。

各学科では、教育課程編成・実施の方針に基づき、「情報処理演習Ⅰ（必修）」「情報処理演習Ⅱ」を開講し、技術向上に関するトレーニングの機会を学生に提供している。また、ポータルサイトの利用法について、新入生に対して必ずレクチャーを実施しており、教職員に対してもポータルサイトマニュアルを公開し、情報リテラシー向上に努めている。

設備などの維持、更新については定期的に更新を実施し、計画的にセキュリティを確保している。情報資源の分配についても更新と同様に実施しており、教育環境の整備上の必要に応じ実施している。

本学は情報処理棟（5 号館）に 160 台の PC を配備して運用しており、授業において活用されている。また、授業用として 3 台のノート PC を貸出しているほか、教職員に 1 台の PC を配備しており、学校運用に活用している。

主要な教室と図書館には無線 LAN のアクセスポイントも整備し、教員がインターネ

ットを教材に授業を展開するだけでなく、学生が自分のノート PC を大学で利用できるように、無線 LAN を通じてインターネットへ接続できる環境を整えている。

本学は、学生の主体的な学習を促すために 2 号館にアクティブ・ラーニング教室を整備しており、クリッカー、書画カメラ、教員用 PC、学生用ノート PC60 台を常備している。教員はこのような新たな情報技術も活用しつつ、授業を実施している。

学内にはその他にも、各教室にプロジェクタ、スクリーンを整備し、パワーポイントや DVD などの視聴覚資料を用いた講義を行い、教育課程・実施の方針に基づく学習成果の獲得に寄与している。この他、図書館にも貸出用の PC を 30 台常備しており、図書資料と併せて使用することで、学習効果を高めてもらうよう工夫している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

教職員のポータルサイト活用スキルを向上させ、現代の学生に合ったサービスの提供を考えなければならない。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適切である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財務資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

法人全体の事業活動収支差額比率は平成27年度11.8%、平成28年度10.5%、平成29年度11.0%と安定しており、健全な財務状況を維持している。

貸借対照表を見ても、総負債比率は平成27年度6.8%、平成28年度6.6%、平成29年度6.7%となっており、借入金はなく負債額は退職給与引当金、前受金が83.0%を占めている。また、流動比率も平成27年度260.0%、平成28年度255.6%、平成29年度283.9%と継続して200%を超え、資金繰りの的にも問題なく、優良な財務状況を示している。

経常収入に対する教育研究経費の割合は、平成27年度以後、法人全体で30%を超え短期大学においても平成27年度31.5%、平成28年度33.0%、平成29年度36.6%と教育研究経費への資金配分は適切に行われている。

短期大学の過去3年間の収容定員充足率は、平成27年度95%、平成28年度86%、平成29年度82%と年々減少している。学科別の入学定員充足率は食物栄養学科では平成27年度108%、平成28年度91%、平成29年度98%と昨年度と比べ増加しており、幼児保育学科では平成27年度86%、平成28年度は81%、平成29年度74%と未充足の状態が続いている。今後入学定員充足のための戦略の構築を図っていかねばならない。

事業活動収支差額比率は平成27年度15.5%、平成28年度0.5%、平成29年度△11.8%と大幅に減少した。その主な要因は学生数の減少及び特別補助金の減額によるものである。

学園では、情報の共有、業務運営の効率化、実行の迅速化を図るため、法人本部、青森中央学院大学および青森中央短期大学の事務局を一元化している。毎年度の事業計画と予算は、法人本部総務部が中心となり、設置施設各部門の意見要望を集約し、常勤理事（理事長、学長、研究科長、総務部長（事務局長を兼務））による協議により作成してきた。現在、毎年度の事業計画と予算は、教学部門の各委員会から提案される事業計画を、各委員会の構成員となっている事務局職員を通して各課が集約し、事務局長、事務局次長および法人企画部長が各課長と協議し、最終的に課長・リーダー会議において調整を行い作成している。結果として、作成された事業計画や予算は関係部門の意向が集約されたものとなっている。

最終的に理事会で決定された事業計画は、年度始めに開催される辞令交付式・学園研修会において全教職員に提示される。予算の執行に関しては担当課長が把握しており、事業に係る支出の都度、稟議書や支出伺が教職員から提出され、担当課長は予算との照合を行ったうえで会計責任者である事務局長を経て理事長が承認している。

日常的な会計処理及び出納業務は学校法人会計基準に基づき適切に処理され、資産の取得状況および預貯金の出納に関しては、月次試算表として事務局長を経て理事長に報告されている。

会計処理に関しては、毎会計年度中に定期的に公認会計士の監査を受け、会計帳簿、証票書類の確認を行うほか、会計処理や財務運営などに関しても、指摘のある場合は対処し、不明な点や判断が難しい場合は相談の上、指導を受けている。決算処理後の公認会計士による監査報告では、計算書類が学校法人会計基準に準拠して、会計年度の経営の状況および財政状態を適正に表示していると認め、特別な監査意見はない。

資産運用については「青森田中学園資産運用規程」に基づいて適正に行われ、ほぼ全ての資産は銀行預金による元本償還が確実な方法で行われている。一部の株式による運用は地域金融機関の株式に限定したものであり、株式購入にあたっては理事会、評議員会に購入経緯を説明し、承認を得ている。

学納金収入の割合にも限度があり、今後は寄付金収入・事業収入など、外部資金の獲得を増加させる取り組みを実施していく予定である。また、学校債の発行は行っていない。

学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報および財務情報は本学ホームページに掲載して公開している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

<区分 基準Ⅲ-D-2の現状>

財務状況を判断する資料として、日本私立学校振興・共済事業団による「定量的な経営判断指数に基づく経営状態の区分（法人全体）」による検証では、平成 27 年度、平成 28 年度はいずれも「A3」、平成 29 年度は「A2」に該当しており正常状態区分である。また、将来的計画の実行を可能とするため、第 2 号基本金引当特定資産 200,150 千円のほか、学園整備準備特定資産 2,684,690 千円を確保し、計画の実行を可能とする計画的な資金準備を行っている。

短期大学では、学長を委員長とする将来構想委員会が設置され、その所管事項は主に「本学の現状分析及び多方面からの情報収集と予測」「持続可能な大学経営のための中長期計画の策定」「将来構想短期計画の策定」としており、将来構想ワーキンググループを中心に課題を抽出し、計画をボトムアップする体制となっている。平成 27 年度には、大学経営全般を「長期的」「総合的」視点で捉え、さらに着実な実行に向けて財政・人材を「計画的」に備えることを目的に、中期計画「こぶしの花プラン」を策定し、平成 28 年度より実行している。この「こぶしの花プラン」は部局長会議・教授会・学科会議等で進捗状況を確認するとともに、年度ごとに進捗状況をチェックシートにより振り返ることで、PDCA サイクルを確立している。この中期計画を基盤として、18 歳人口の減少に耐えうる、学生確保のため・質保証のための短期大学運営について検討していく。

法人には入試広報センター、キャリア支援センター、学習支援センター、地域連携センターなどの学園全体を統括する部署を組織しており、短期大学に設けられた入試広報委員会、キャリア支援委員会、学務委員会、地域社会活動委員会と連動して、学園全体として学生募集、就職支援、学生生活活動支援、教職員の地域貢献などをバックアップする体制となっている。より総合的な実行計画の立案により、効率的に成果があげられるように運営されている。

人事計画については、設置基準、養成施設として必要とされる教員確保を念頭に年

年齢構成のバランス、将来的な人件費の推移を考慮しながら進めている。

施設設備に将来計画については、平成 30 年度に新体育館・屋内練習場の新設、本部棟の外壁及びトイレの改修、そして、併設の青森中央学院大学 20 周年を記念して、展示コーナーの設置を計画しており、常に学生・教職員の安全とニーズに合った環境整備を心がけている。

外部資金の獲得については、教員に対して積極的に科研費の獲得を促している。平成 29 年度には、併設する青森中央学院大学と共催で外部資金獲得研修会を 2 回実施した。また、「私立大学等改革総合支援事業」や「私立大学経営集中支援事業」の外部資金獲得に向けて、学長を中心として積極的な改革に取り組んでいる。

財務情報に関してはホームページに掲載して一般に公開しており、教職員も自由に閲覧できる状態にある。将来的な学生数確保に対する危機意識については、年度始めの学校法人青森田中学園研修会・短期大学教員研修会、定例の部局長会議・教授会、入学試験ごとに開催する入試全体会などにおいて、理事長・学長より常に語られ、教職員全体で共有できている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

法人全体の経営は安定しているものの、短期大学の定員は充足していない状況が続いている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特記事項なし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

教員の研究活動を推進するために「研究に関するニーズ調査」を実施し、その結果をもとに、研究環境の改善を行った。

FD の取組に関しては、教育開発・研究支援委員長より、科目の一部でもアクティブ・ラーニングをとりいれてもらうよう依頼をし、現在では 80%以上の科目に取り入れられている。

SD マップに基づいた SD 研修会が展開され、現在では 8 月・12 月に全職員を対象とした研修会を実施している。さらに、管理職者向けの SD 研修会も 2 月に実施しており、体制は確立している。

洋雑誌などの価格高騰対策は、青森県高等教育機関図書館協議会において、近隣の大学と連携し、共同購入や相互貸借などのサービスを検討していくこととしていたが、各大学における契約形態の違いから実現は難しいとの結論に至った。

省エネルギー対策として、照明の LED 化が完了し、引き続き省エネに対する意識向上を呼びかけている。

外部データの持ち込みや持ち出しについては、暗号化された USB 使用を教職員に義

務づけるなどの対策などを検討していくとしていたが、コストの関係上とりやめた。

教職員に対しての情報リテラシーの向上に関する取り組みについては、教育開発推進課を中心に、ポータルサイト説明会など、複数回の実施を計画することとしているが、実現できていない。

財務内容は良好な状態であるが、経営のさらなる安定化と危機意識の共有を図るため、全教職員対象に「青森県の高等学校卒業生の進学者数・進学率」や「青森県の高等学校卒業生数と大学・短大進学者数」などの分析された客観的な資料を提示している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

SD研修会は、事務職員のみならず、教員へ向けたSD研修会も実施し、職能向上に努める。

エレベーターを全機稼働させ、学生満足度の向上を図るとともに、省エネの意識付けは、教職員・学生ともに常に行っていく。

現代の学生はスマートフォンによる情報が主となっているため、更なる教職員の情報リテラシーの向上と、ポータルサイトのスマートフォン化も検討していく必要がある。

更なる経営安定を図るため、定員充足の方策として委託職業訓練である「長期高度人材育成コース」に申し込み、社会人学生を積極的に受け入れていく。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長は、法人本部長を兼任し学園の財務を担うとともに、短期大学幼児保育学科教授を兼務しており、経営面および教学面からも、本学園が創立から築いてきた建学の精神・教育理念を尊重するとともに、適切かつ強いリーダーシップを発揮し、学園運営の責任を担っている。法人の最高意思決定機関である理事会は、短期大学学長も構成員となっており、法人と教学が一体となった迅速な意思決定と教学運営を実現している。

理事長は、毎年 3 月に開催される評議員会・理事会において意見を聴取し、次年度の「学園重点事業」を決定している。そして、毎年度始めに開催する辞令交付式および学園研修会の冒頭において、建学の精神に基づいた「学園重点事項」を説明した上で、当該年度の具体的な事業計画を提示しており、学園全体の運営に関して理事、評議員、全教職員が共有できる管理運営体制が確立している。結果として、寄附行為第 12 条に定める「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」を実現しており、権限の一元化が図られている。

理事会は 3・5 月に加え、9・12 月に定例的に開催されるほか、必要に応じて理事長が招集し、理事会は学校法人の業務の最終的な意思決定機関として適切に運営されている。理事会には監事も出席しており、決議事項、理事の業務執行状況のほか、短期大学の運営状況についても、理事である学長から報告され、業務監査を行う上でも重要なものとなっている。また、私立学校法および学校教育法の定めるところに従い、財務情報や教育情報は本学ホームページに掲載され情報公開されており、詳細については理事会においても報告されている。

寄附行為第 6 条に定める理事定数は 8 名以上 10 名以内となっており、平成 29 年 4 月 1 日現在の理事数は 8 名となっている。選任区分による内訳は、私立学校法第 38 条

第1項に基づく寄附行為第6条第1項1号理事（青森中央学院大学の学長）1名、2号理事（青森中央短期大学の学長）1名、3号理事（青森中央経理専門学校の校長）1名、私立学校法第38条第2項に基づく寄附行為第6条第1項4号理事（評議員のうちから評議員会において選任した者）2名、私立学校法第38条第3項に基づく寄附行為第6条第1項5号理事（学識経験者のうち理事会において選任した者）3名となっており、法令に基づき適切に構成されている。理事会への理事の出席率は高く、欠席時には寄附行為第16条第10項により、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思表示を行っている。

【過去3年間の理事会開催状況】

年度	開催日	議案	出席者数	定数
平成27年度	5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度事業報告と収支決算について ・平成26年度監事監査について ・附属幼稚園卒園者の設置校入学に伴う入学金減免規程について ・平成28年度設置校の学生募集要項等について ・青森中央学院大学看護学部設置計画履行状況について ・短期大学基準協会による第三者評価の受審について ・平成27年度設置校の学生・園児の状況について ・平成27年度設置校の教職員の状況について 	9名	8～10名
	7月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・青森中央短期大学学則変更について ・学校法人の会計処理等に関する調査表について ・学校法人の概要について ・地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）申請について ・附属第一幼稚園工事進捗状況について ・青森中央学院大学経営法学部要経済支援スポーツ特待生規程について 	9名	8～10名
	9月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流会館北側隣地取得について ・特定非営利活動法人青森県消費者協会との連携に関する協定について ・弘前大学・青森中央学院大学「むつサライトキャンパス」設置運営に関する覚書について ・マイナンバー制度の導入に伴う諸規程の整備について ・青森中央短期大学第三者評価実施について ・青森中央短期大学附属第一幼稚園工事進捗状況について ・各設置校の前期運営状況について 	9名	8～10名

12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流会館北側隣地の土地売買契約締結について ・学校法人青森田中学園創立70周年記念事業について ・学校法人青森田中学園子弟入学の入学金減免規程 設置校入学に伴う入学金減免規程の一部変更について ・青森中央学院大学学内ワークステイ制度規程の変更について ・青森中央短期大学学内ワークステイ制度規程の施行について ・認定こども園青森中央短期大学附属第一・第二・第三幼稚園定員変更について ・文部科学省監事研修会について ・平成27年度設置校の進路状況について ・平成28年度設置校の入学試験状況について ・平成27年度「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に係る補助金の配分等について ・平成27年度「私立大学等改革総合支援事業」の選定結果について ・キャンパスイルミネーションの点灯について 	9名	8～10名
2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・青森中央学院大学学長の選任について ・青森中央学院大学大学院研究科長の選任について 	9名	8～10名
3月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度補正予算の承認について ・平成28年度学園事業計画・組織及び収支予算の承認について ・監事監査報告について ・任期満了に伴う理事・評議員の選任について ・青森中央短期大学第三者評価（短期大学基準協会）の結果について ・平成28年度青森中央文化専門学校・青森中央経理専門学校「職業実践専門課程」の認定について ・附属幼稚園の教職員の給与改定について ・受配者指定寄付金・特定公益増進法人に対する寄付金について ・教職員の採用・昇任について ・青森中央学院大学看護学部設置計画履行状況調査結果について ・学校法人青森田中学園中期経営計画の経過について ・平成27年度設置校の進路状況について ・平成28年度設置校の入学試験状況について ・学園創立70周年記念事業について 	9名	8～10名

平成 28 年度	5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度事業報告と収支決算について ・平成27年度監事監査について ・平成29年度設置校の学生募集要項等について ・学校法人青森田中学園中期経営計画の経過について ・青森中央学院大学看護学部設置計画履行状況について ・青森中央学院大学認証評価（日本高等教育評価機構）の受審について ・学園創立70周年記念事業について ・青森市との「災害時における避難所等施設としての「使用に関する協定」締結について ・平成28年度設置校の学生・園児の状況について ・平成28年度設置校の教職員の状況について 	9名	8～10名
	6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度収支決算について ・平成27年度監事監査について 	9名	8～10名
	9月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・学園創立70周年記念事業について ・体育施設新築工事について ・国際交流会館北側駐車場整備・1号館耐震改修工事本部棟渡り廊下改修工事について ・外部評価会議の実施について ・青森中央学院大学認証評価の受審について ・監事監査要綱と期中監査について ・各設置校の前期運営状況について 	9名	8～10名
	12月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人青森田中学園諸規程（育児休業・介護休業規程）の一部変更について ・認定こども園青森中央短期大学附属第一・第二・第三幼稚園定員変更について ・学校法人青森田中学園災害等被災学生の学費等減免規程の一部変更について ・第2号基本金の組み入れに係る計画について ・東北町と青森中央学院大学との連携協定の締結について ・文部科学省学校法人監事研修会について ・平成28年度設置校の進路状況について ・平成29年度設置校の入学試験状況について ・平成28年度「私立大学等改革総合支援事業」の選定結果について ・学校法人青森田中学園中期経営計画の経過について ・キャンパスイルミネーションの点灯について 	9名	8～10名

	3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度補正予算の承認について ・平成29年度学園事業計画・組織及び収支予算の承認について ・監事監査報告について ・学校法人青森田中学園寄附行為の変更について ・青森中央短期大学学則の変更について ・学校法人青森田中学園諸規程の変更について ・体育館・屋内練習場・サッカー場の工事契約について ・教職員の採用について ・理事の辞任及び選任条項の変更について ・青森中央学院大学機関別認証評価の結果について ・青森中央学院大学看護学部設置計画履行状況等調査結果について ・学校法人青森田中学園中期経営計画の経過について ・平成28年度設置校の進路状況について ・平成29年度設置校の入学試験状況について 	9名	8～10名
平成29年度	5月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度事業報告と収支決算について ・平成28年度監事監査について ・平成30年度設置校の学生募集要項等について ・青森中央学院大学看護学部助産師養成課程・大学院地域マネジメント研究科医療経営分野の設置について ・学校法人青森田中学園中期経営計画について ・平成29年度設置校の学生・園児の状況について ・平成29年度設置校の教職員の状況について 	8名	8～10名
	9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・青森中央学院大学看護学部看護学科別科助産専攻の設置申請について ・青森中央学院大学・青森中央短期大学と青い森信用金庫との連携協力協定書（案）について ・青森商工会議所と青森地域2短期大学との連携・協力に関する協定書（案）について ・育児休業規程及び育児休業等に関する協定の変更について ・学園体育施設工事進捗状況について ・青森中央学院大学・大学院・青森中央短期大学外部評価会議について ・法人設置校の代表者会議について ・期中における監事監査について ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく避難施設の指定について ・各設置校の前期運営状況について 	8名	8～10名

12月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・青森中央学院大学学則変更について ・青森中央学院大学別科助産専攻の設置申請について ・青森市産学官連携プラットフォームについて ・学園体育施設工事推進状況について ・文部科学省学校法人監事研修会について ・平成29年度設置校の進路状況について ・平成30年度設置校の入学試験状況について ・学園中期計画の実施経過について ・キャンパスイルミネーションの点灯について 	8名	8～10名
3月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度補正予算の承認について ・平成30年度学園事業計画・組織及び収支予算の承認について ・監事監査報告について ・青森中央短期大学学長の選任について ・青森中央学院大学大学院研究科長の選任について ・青森中央学院大学学部長の選任について ・青森中央短期大学学科長の選任について ・青森中央短期大学附属第二幼稚園園長の選任について ・任期満了に伴う理事・評議員の選任について ・諸規程の変更について ・大学・短大の研究費等改訂について ・教職員の採用について ・青森中央学院大学看護学部設置認可の財政状況及び設置計画履行状況等調査結果について ・学校法人青森田中学園中期経営計画の経過について ・平成29年度設置校の進路状況について ・平成30年度設置校の入学試験状況について ・体育館・屋内練習場の工事進捗状況について 	8名	8～10名

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長は今後、18歳人口の減少による学生の確保を常に念頭に、中・長期的な観点から地域に求められる学園の存在意義を明確にしている。毎年度始めに開催される辞令交付式および学園研修会などの機会を利用し、自らの意志を教職員に徹底するなど、強いリーダーシップを発揮している。

理事会は、教学面から要望される案件に対しても迅速に対応し、高等教育機関を取り巻く環境の変化に即応できる体制を維持し、寄附行為に基づき適正に運営されており、特に問題はない。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

- ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
- ② 学長は、人格が高潔で、学識がすぐれ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
- ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
- ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続きを定めている。
- ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
- ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
- ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
- ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取したうえで決定している。
- ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

学長は、「青森中央短期大学学長選考規程」に基づき、法人理事会において設けられた学長候補者選考委員会が決定した学長候補者を、教授会に報告するとともに理事会に答申し、理事会において決定されている。学長の任期は規定により4年間と定められており、平成10年4月に就任以来、5期連続して務め平成30年3月に開催された理事会で再任されている。その間、短期大学の教育充実に努め、食物栄養学科に栄養教諭課程、フードスペシャリスト課程、フードサイエンテスト課程を設置、幼児保育学科にレクリエーション・インストラクター課程を設置したほか、長期的展望に基づいて平成18年には看護学科を設置し、さらに平成26年度には青森中央学院大学看護学部へ改組転換するなど、現在の短期大学の運営基盤を堅固なものとするためリーダ

ーシップを発揮している。一方、学外においても青森県食育推進会議副議長、青森県総合計画審議会安全・安心健康部会長を務め、地域の課題や社会の要請など新たな情報を入手し、養成する専門職の将来像や地域における本学の役割など、その時代に合致した建学の精神の具現化はどうあるべきか常に模索している。以上のことから、本学園の理事として理事会への適切な提言を行い、短期大学をはじめとする学園設置校の運営基盤を築いてきた。

学長は、建学の精神、教育の理念・目標について、学生・教職員に対し、ガイダンス・学校行事・短期大学教員研修会・非常勤講師対象説明会などで毎年4～5回にわたり、直接語り周知に努めている。保護者に対しては、後援会総会、教育懇談会の際に丁寧の説明し、本学の教育方針の理解に努めている。

学長は新年度を迎える前に開催する教員研修会において、青森中央短期大学の目標と方策を教員へ表明するとともに、教育基本法第7条（大学）、学校教育法第83条（大学）、同第108条（短期大学）を提示し、短期大学の法的な位置づけを再確認するとともに、存在目的を明確に示している。

また、学長は、教育環境の変化、社会環境の変化（人口減少、必要職種の変化、グローバル化など）にスピード感を持って対応している。建学の精神に基づく教育研究の推進・分析・改善のための課題を把握すると同時に目標を設定し、教学運営全般にわたってリーダーシップを発揮している。

教授会は「青森中央短期大学学則」第9章および「青森中央短期大学教授会規程」に基づき、臨時開催の場合を除き毎月1回定例で開催されている。教授会は学長が議長となり、短期大学の審議事項について構成員から意見を聴取した上で最終的な決定を行っている。教授会の構成員は、教授会規程第2条第2項により、学長、学科長および学科の専任教授、職員より法人本部長、事務局長、事務局次長と定められている。さらに学長が必要と認めた場合は、准教授および講師その他職員を加えることができるとし、准教授および事務局課長が出席しているため、教育研究組織と事務組織の連携が図られている。これにより、審議の円滑な進行や決定事項の迅速な実行につながっている。議事の内容については教授会規程により、議事録として作成され保管されている。また、教授会案件の整理や各部門間の校務運営上の調整を行う機関として理事長、学長、学科長、各委員会委員長、事務局長、事務局次長などを構成員とする部局長会議が設置されており、建学の精神に基づく学習成果の検証、将来構想に関する学長からの答申事項や短期大学運営全般に関する諸事項の検討も行われ、その結果が教授会に反映されている。さらに、教学面の公務を分掌する各種委員会が設置され、校務運営に関する提案事項が協議されている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

教授会は学長を議長とし、教学運営体制は確立しているため特に問題はない。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は寄附行為第 7 条に基づき 2 名を選任している。

毎年、文部科学省主催の「監事研修会」に参加し、学校法人を取り巻く環境や教育行政の動向について認識を深めてもらうようにしており、その後に開催される理事会、評議員会において報告を受け、理事、評議員が情報の共有を行っている。監事は理事会・評議員会に出席し、不明な点について質問するなど、法人の業務状況や理事の業務執行状況を把握するほか、実際に教育現場を視察するなどして、監事としての視点、見地から意見を述べている。また、常設の監査室を設け、期中監査を実施するとともに、毎年 3 月には当該年度の予算執行状況による補正予算および次年度予算の編成状況についても監査し、直後の評議員会で諮問し、理事会で決定している。

監事は財産の状況について毎年 5 月に当該年度の会計監査を行い、私立学校法および「寄附行為」の規定により、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該年度終了後 2 月以内に理事会および評議員会に提出している。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員
の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

寄附行為第 19 条により「評議員会は、17 名以上 21 名以内の評議員をもって組織する。」と定められており、現在、理事総数 8 名に対して評議員総数は 19 名となっており、理事総数の 2 倍を超える評議員で適切に組織されている。評議員の選任については寄附行為第 23 条により次のように規定されている。

第 23 条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 4名
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者 3名以上6名以内

- (3) 評議員から選任された理事以外の理事 3名以上4名以内
 (4) 学識経験者又は本法人の功労者で、前3号に規定する評議員の3分の2以上により選任された者 7名

2. 前項第1号及び第3号に規定する評議員は、それぞれの地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

現在の評議員の内訳は1号評議員4名、2号評議員4名、3号評議員4名、4号評議員7名となっており、適切な構成となっている。特に、2号評議員には短期大学の実習施設の施設長が含まれるほか、4号評議員の選任にあたっては、弁護士、医師、高等学校長、地域団体代表も含まれており、学園運営に対して幅広い意見が反映される組織構成となっている。

私立学校法第42条の規定に従い、寄附行為第21条に定められた事項について、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞くことが求められており、理事会前には必ず評議員会を開催し（決算に関する理事会を除く）、意見を求めている。毎年度3月に開催される評議員会においては、当該年度の補正予算、次年度の事業計画、予算について意見を聞いている。平成29年度に4回評議員会が開催されており、毎回、学園の運営状況に関しても詳細に報告し現状を把握してもらい、短期大学を含めた学園の将来計画に関する意見を求めている。欠席評議員においても事前に「議案についての意思表示」を提出しているため、出席状況は、4回の評議員会で100%となっており、学園運営に関して理事長に意見を述べる諮問機関として適切に機能している。

【過去3年間の評議員会開催状況】

年度	開催日	議案	出席者数	定数
平成27年度	5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度事業報告と収支決算について ・平成26年度監事監査について ・附属幼稚園卒園者の設置校入学に伴う入学金減免規程について ・平成28年度設置校の学生募集要項等について ・青森中央学院大学看護学部設置計画履行状況について ・短期大学基準協会による第三者評価の受審について ・平成27年度設置校の学生・園児の状況について ・平成27年度設置校の教職員の状況について 	19名	17～21名
	7月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・任期満了に伴う理事の選任について ・青森中央短期大学学則変更について ・学校法人の会計処理等に関する調査表について ・学校法人の概要について ・地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）申請について ・附属第一幼稚園工事進捗状況について ・青森中央学院大学経営法学部要経済支援スポーツ特待生規程について 	19名	17～21名
	9月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流会館北側隣地取得について ・特定非営利活動法人青森県消費者協会との連携に関する協定について ・弘前大学・青森中央学院大学「むつホワイトキャンパス」設置運営に関する覚書について 	19名	17～21名

		<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー制度の導入に伴う諸規程の整備について ・青森中央短期大学第三者評価実施について ・青森中央短期大学附属第一幼稚園工事進捗状況について ・各設置校の前期運営状況について 		
	12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流会館北側隣地の土地売買契約締結について ・学校法人青森田中学園創立70周年記念事業について ・学校法人青森田中学園子弟入学の入学金減免規程 設置校入学に伴う入学金減免規程の一部変更について ・青森中央学院大学学内ワークステイ制度規程の変更について ・青森中央短期大学学内ワークステイ制度規程の施行について ・認定こども園青森中央短期大学附属第一・第二・第三幼稚園定員変更について ・文部科学省学校法人監事研修会について ・平成27年度設置校の進路状況について ・平成28年度設置校の入学試験状況について ・平成27年度「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に係る補助金の配分等について ・平成27年度「私立大学等改革総合支援事業」の選定結果について ・キャンパスイルミネーションの点灯について 	19名	17～21名
	3月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度補正予算の承認について ・平成28年度学園事業計画・組織及び収支予算の承認について ・監事監査報告について ・任期満了に伴う理事・評議員の選任について ・青森中央短期大学第三者評価（短期大学基準協会）の結果について ・平成28年度青森中央文化専門学校・青森中央経理専門学校「職業実践専門課程」の認定について ・附属幼稚園の教職員の給与改定について ・受配者指定寄付金・特定公益増進法人に対する寄付金について ・青森中央学院大学看護学部設置計画履行状況調査結果について ・学校法人青森田中学園中期経営計画の経過について ・平成27年度設置校の進路状況について ・平成28年度設置校の入学試験状況について ・学園創立70周年記念事業について 	19名	17～21名
平成28年度	5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度事業報告と収支決算について ・平成27年度監事監査について ・平成29年度設置校の学生募集要項等について ・学校法人青森田中学園中期経営計画の経過について ・青森中央学院大学看護学部設置履行状況について ・青森中央学院大学認証評価（日本高等教育評価機構）の受審について ・学園創立70周年記念事業について 	19名	17～21名

	<ul style="list-style-type: none"> ・青森市との「災害時における避難所等施設としての「使用 に関する協定」締結について ・平成 28 年度設置校の学生・園児の状況について ・平成 28 年度設置校の教職員の状況について 		
6 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度収支決算について ・平成 27 年度監事監査について 	19 名	17～21 名
9 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・学園創立 70 周年記念事業について ・体育施設新築工事について ・国際交流会館北側駐車場整備・1号館耐震改修工事本部棟渡り廊下改修工事について ・外部評価会議の実施について ・青森中央学院大学認証評価の受審について ・監事監査要綱と期中監査について ・各設置校の前期運営状況について 	19 名	17～21 名
12 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人青森田中学園諸規程（育児休業・介護休業規程）の一部変更について ・認定こども園青森中央短期大学附属第一・第二・第三幼稚園定員変更について ・学校法人青森田中学園災害等被災学生の学費等減免規程の一部変更について ・第 2 号基本金の組み入れに係る計画について ・東北町と青森中央学院大学との連携協定の締結について ・文部科学省学校法人監事研修会について ・平成 28 年度設置校の進路状況について ・平成 29 年度設置校の入学試験状況について ・平成 28 年度「私立大学等改革総合支援事業」の選定結果について ・学校法人青森田中学園中期経営計画の経過について ・キャンパスイルミネーションの点灯について 	19 名	17～21 名
2 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・任期満了に伴う評議員の選任について 	19 名	17～21 名
3 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度補正予算の承認について ・平成 29 年度学園事業計画・組織及び収支予算の承認について ・監事監査報告について ・学校法人青森田中学園寄附行為の変更について ・青森中央短期大学学則の変更について ・学校法人青森田中学園諸規程の変更について ・体育館・屋内練習場・サッカー場の工事契約について ・評議員選出理事の変更について ・青森中央学院大学機関別認証評価の結果について ・青森中央学院大学看護学部設置計画履行状況等調査結果について ・学校法人青森田中学園中期経営計画の経過について ・平成 28 年度設置校の進路状況について ・平成 29 年度設置校の入学試験状況について 	19 名	17～21 名

平成29年度	5月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度事業報告と収支決算について ・平成28年度監事監査について ・平成30年度設置校の学生募集要項等について ・青森中央学院大学看護学部助産師養成課程・大学院地域マネジメント研究科医療経営分野の設置について ・学校法人青森田中学園中期経営計画について ・平成29年度設置校の学生・園児の状況について ・平成29年度設置校の教職員の状況について 	19名	17～21名
	9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・青森中央学院大学看護学部看護学科別科助産専攻の設置申請について ・青森中央学院大学・青森中央短期大学と青い森信用金庫との連携協力協定書（案）について ・青森商工会議所と青森地域2短期大学との連携・協力に関する協定書（案）について ・育児休業規程及び育児休業等に関する協定の変更について ・学園体育施設工事進捗状況について ・青森中央学院大学・大学院・青森中央短期大学外部評価会議について ・法人設置校の代表者会議について ・期中における監事監査について ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく避難施設の指定について ・各設置校の前期運営状況について 	19名	17～21名
	12月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・青森中央学院大学学則変更について ・青森中央学院大学別科助産専攻の設置申請について ・青森市産学官連携プラットフォームについて ・学園体育施設工事推進状況について ・文部科学省学校法人監事研修会について ・平成29年度設置校の進路状況について ・平成30年度設置校の入学試験状況について ・学園中期計画の実施経過について ・キャンパスイルミネーションの点灯について 	19名	17～21名
	3月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度補正予算の承認について ・平成30年度学園事業計画・組織及び収支予算の承認について ・監事監査報告について ・任期満了に伴う理事・評議員の選任について ・諸規程の変更について ・大学・短大の研究費等改訂について ・青森中央学院大学看護学部設置認可の財政状況及び設置計画履行状況等調査結果について ・学校法人青森田中学園中期経営計画の計画について ・平成29年度設置校の進路状況について 	19名	17～21名

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度設置校の入学試験状況について ・体育館・屋内練習場の工事進捗状況について 		
--	--	--	--

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準IV-C-3 の現状>

本学園では、学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報および財務情報を本学ホームページに掲載し、公開している。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

本学のガバナンス体制は確立されており、寄附行為、その他の規定に基づき今後も遵守していく。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特記事項なし

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実態状況

将来的な財務面での安定化を図るため、目的を明確にした適切な寄付金募集などを行うとしたが、達成できていない。教員に関する科学研究費助成事業への研修などは積極的に実施できている

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

理事長・学長ともに強いリーダーシップを発揮し、理事会・評議員会および教授会は適切に運営されているが、これからも引き続き理事・評議員・監事の意見や、学生や外部評価の意見も積極的に聴取し、地域に根ざした大学を運営していく。